

第九十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 六 号

昭和五十八年三月九日(水曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長 登坂重次郎君	理事 野田 毅君	理事 原田昇左右君
理事 森 清君	理事 渡部 恒三君	理事 水田 稔君
理事 後藤 茂君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 長田 武士君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 天野 公義君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 植竹 繁雄君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 越智 通雄君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 木部 佳昭君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 田原 隆君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 野中 英二君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 宮下 創平君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 上田 哲君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 清水 勇君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 渡辺 三郎君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 米沢 隆君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君
理事 石原健太郎君	理事 中野 寛成君	理事 稲村近四郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 渡辺 秀央君
通商産業大臣官房審議官 池田 徳三君
通商産業省産業政策局長 小長 啓一君
通商産業省基礎産業局長 植田 守昭君
通商産業省生活産業局長 黒田 真君
中小企業庁計画部長 本郷 英一君

委員外の出席者

公正取引委員会事務局経済部調整課長 糸田 省吾君

第一類第九号 商工委員会議録第六号 昭和五十八年三月九日

参 考 人
総評議会副事務局長 内山達四郎君

参 考 人
参 考 人 高橋 正男君

参 考 人
参 考 人 千葉 利雄君

参 考 人
参 考 人 久村 晋君

参 考 人
参 考 人 松下 満雄君

参 考 人
参 考 人 河合 良一君

参 考 人
参 考 人 林 健彦君

参 考 人
参 考 人 河毛 二郎君

参 考 人
参 考 人 吉田 正樹君

参 考 人
参 考 人 中西 申一君

参 考 人
参 考 人 大出 俊君

参 考 人
参 考 人 補欠選任

参 考 人
参 考 人 補欠選任

参 考 人
参 考 人 補欠選任

参 考 人
参 考 人 補欠選任

参 考 人
参 考 人 補欠選任

参 考 人
参 考 人 補欠選任

同日 渡辺 三郎君 岡田 利春君
同日 大出 俊君 清水 勇君
同日 岡田 利春君 渡辺 三郎君

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

同日 横手 文雄君 補欠選任
同日 横手 文雄君 補欠選任

した。本委員会におきましては、目下、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案について審査を行っておりますが、参考人各位におかれましては、両案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の順序でございますが、最初にそれぞれ御意見を十分程度お述べいただき、次に委員の質疑に対しお答えをいただきたいと存じます。

それでは、まず内山参考人をお願いいたします。

○内山参考人 総評副事務局長の内山でございます。二つの法案について御意見を申し上げます。

厳しさを増す国内外の経済情勢と特定産業や特定地域の動向を考えますと、特定産業あるいは特定地域に対して国が積極的な政策を進めることは必要であると思っております。個々の企業が死にもの狂いの努力を行って、その中で生き延びるものは生き延び、つぶれるものはつぶれる、国の介入や援助は自由競争の原理を損ない、企業の甘えを許し、国際的な批判も浴びるという意見もござい

ます。公平な競争は確かに必要であります。しかし、困難な状況に置かれてある特定産業や特定地域での競争を放置しておくならば、まさに弱肉強食の様相を呈し、力のあるものは生き延びることができ、力のないものは生き延びることができ、このように、犠牲のしわ寄せは力の弱いところに集中していくことは必至であると考えます。

企業の自主的な努力はもちろんだ大切なことですが、また国民経済的な視野も重要であり、また、いたずらな競争によって弱者への犠牲のしわ寄せを許さずに、産業、地域における前向きな改善のために国が積極的な政策を進めることは必

要であると思っております。個々の企業が死にもの狂いの努力を行って、その中で生き延びるものは生き延び、つぶれるものはつぶれる、国の介入や援助は自由競争の原理を損ない、企業の甘えを許し、国際的な批判も浴びるという意見もござい

ます。公平な競争は確かに必要であります。しかし、困難な状況に置かれてある特定産業や特定地域での競争を放置しておくならば、まさに弱肉強食の様相を呈し、力のあるものは生き延びることができ、力のないものは生き延びることができ、このように、犠牲のしわ寄せは力の弱いところに集中していくことは必至であると考えます。

企業の自主的な努力はもちろんだ大切なことですが、また国民経済的な視野も重要であり、また、いたずらな競争によって弱者への犠牲のしわ寄せを許さずに、産業、地域における前向きな改善のために国が積極的な政策を進めることは必

要であると思っております。個々の企業が死にもの狂いの努力を行って、その中で生き延びるものは生き延び、つぶれるものはつぶれる、国の介入や援助は自由競争の原理を損ない、企業の甘えを許し、国際的な批判も浴びるという意見もござい

ます。公平な競争は確かに必要であります。しかし、困難な状況に置かれてある特定産業や特定地域での競争を放置しておくならば、まさに弱肉強食の様相を呈し、力のあるものは生き延びることができ、力のないものは生き延びることができ、このように、犠牲のしわ寄せは力の弱いところに集中していくことは必至であると考えます。

企業の自主的な努力はもちろんだ大切なことですが、また国民経済的な視野も重要であり、また、いたずらな競争によって弱者への犠牲のしわ寄せを許さずに、産業、地域における前向きな改善のために国が積極的な政策を進めることは必

要であると思っております。個々の企業が死にもの狂いの努力を行って、その中で生き延びるものは生き延び、つぶれるものはつぶれる、国の介入や援助は自由競争の原理を損ない、企業の甘えを許し、国際的な批判も浴びるという意見もござい

ます。公平な競争は確かに必要であります。しかし、困難な状況に置かれてある特定産業や特定地域での競争を放置しておくならば、まさに弱肉強食の様相を呈し、力のあるものは生き延びることができ、力のないものは生き延びることができ、このように、犠牲のしわ寄せは力の弱いところに集中していくことは必至であると考えます。

企業の自主的な努力はもちろんだ大切なことですが、また国民経済的な視野も重要であり、また、いたずらな競争によって弱者への犠牲のしわ寄せを許さずに、産業、地域における前向きな改善のために国が積極的な政策を進めることは必

要であると思っております。個々の企業が死にもの狂いの努力を行って、その中で生き延びるものは生き延び、つぶれるものはつぶれる、国の介入や援助は自由競争の原理を損ない、企業の甘えを許し、国際的な批判も浴びるという意見もござい

要であるという立場に立つて、私はこの法案を考えたかと思ひます。しかし、中小企業や消費者団体の中からは、それは言つても、この法案は大企業による中小企業の切り捨て、独占化や寡占化に手を加すのではないか、あるいはそれによつて消費者の利益が損なわれるのではないかという懸念も出てくるのであります。こうした懸念を生むことのないよう法案を十分に審議をし、修正すべきものは修正していただきたい、このことを最初に望みます。

さて、労働団体の立場に立ちますと、今日の情勢では、雇用の安定確保とこの法案のかかり合いを第一義的に考えないわけにはまいりません。この法案によつてさまざまな措置を進めていく場合、何よりも必要なことは、その産業なりその地域で働く労働者の雇用問題を最大限に重視しなければならぬと思ふのであります。

特定産業について新旧法案を対比しますと、雇用の安定にかかわる部分は、現行法、一部改正法案ともに主として第十条にうたわれていますが、内容は全く異なっておりません。それらは、これも一部改正が予定をされております現行離職者二法、雇用安定臨時措置法といふことで一本化されるようでありましても、そこで対応すると言われるかもしれません。しかし、ここ数年の経過を振り返つてみますと、特安法が結果的には首切り促進法になつたのではないかと批判を全面的に否定することはできないと思ひます。産業政策と雇用政策は、対象とする分野が違つておりますから、その有機的な結合を図ることは確かに困難なことだと思ひます。しかし、私も、繰り返し政府に要請をしまつたところでありましても、初めに産業政策があつて、雇用政策はそれに従属するといふことは困るのであります。産業政策で構造改善をやる過程で、離職者、失業者が出る、それを雇用政策で受けとめるという従来の考え方はぜひ改めなければならぬといふふうに思ひます。

結果を見ましても、私も、これ以上離職者、失業者をふやしてはならないといふふうに思ひます。しかも、特定産業で働く労働者あるいはその関連産業で働く労働者の多くは、比較的年齢の高い、いわば一家の大黒柱、世帯主であります。これらの労働者が、設備処理の過程で失業することのないような措置をぜひ考へるべきであります。そうした産業政策はきわめてむづかしいといふ答えが返つてくるのでありますけれども、新たな視点から検討するべきではないかといふふうに思ひます。たとえば、設備処理の前の段階で操業短縮を一齐に行つて、雇用確保の措置を講じていくといふような対応を盛り込めないものかどうか、通産省ともいろいろ話し合ひをいたしました。これらの問題については、産業政策の中に、この法案の中に盛り込むことは困難であるといふ答えなのでありますけれども、十分に審議をしていただきたいと思ひます。

新しい雇用安定臨時措置法では、失業の期間を経ることなしに次の雇用機会を確保する措置がうたわれておりますけれども、労働省の説明をお聞きいたしますと、やはり離職を前提にしている。それを一定期間企業内にとどめて、離職前訓練を行うといふようになつてゐる。そうならざるを得ないように思われます。しかし、訓練を受けても雇用機会のない場合も当然出てきます。不況地域の場合には特にそうであります。そこをどうしていくのか、さらに突つ込んだ審議をこの委員会できひお願いをしたいと思ひます。

次に、特定産業関連地域中小企業対策臨時措置法であります。

率直に言つて、現行法がどれだけの効果を上げることができたのかどうか、地方を回つて中小企業の経営者の方々から意見をお聞きしますと、余り芳しい答えは返つてきません。中には、そんな法律があつたのかといふふうな方もおられました。縦割りの行政のためになかなか総合的な対策がとられない、結果として関連下請の中小企業がつぶれ、労働者は失業といふことになつてい

ます。一部改正法では、中小企業の振興を図るための措置、新商品や新技術の研究開発、需要の開拓等について取り組まれることになつておりますが、法律ができて、その運用に当たつて、地方公共団体を含めて行政の積極的な姿勢がなければならぬといふことになつてしまふ、このあたりをどう対応していくのか、ぜひ検討しなければならぬ問題であるといふふうに思ひます。

こうしたことは、二つの法案全体についても言えるのではないかとこのように思ふのであります。構造改善基本計画の策定に当たつては、関係審議会が事業者団体あるいは労働組合の意見を聞かなければならぬといふことは現在の法律でもうたわれております。確かに十分に意見を聞かれたところもありました。しかし、必ずしもそうではなかつたところもあつたように思ひます。また、これは労働組合の側にも問題があるのかも知れませんが、二つの労働組合、単産がある場合は両方から聞くべきであるのに、多数派からはよく聞けれども少数派からは余り聞かないといふような運用もあつたように思ひます。同時に、私も、事業者団体なり労働組合の意見を単に聞くだけではなしに、できれば労働組合の同意を得た上で構造改善基本計画を策定していく、このような対応がありまさんと雇用は守れないといふふうに思ひます。

また、雇用安定のための産業政策と雇用政策の結合という観点から言いますと、主務大臣と労働大臣との協議を義務づけること、あるいは雇用審議会や職業安定審議会でも基本計画の審議をしてもらつて、雇用を守る観点から積極的な意見を出してもらふようにすべきではないかと思ひます。

さらに、特定地域法の場合は、国と地方公共団体、そして地域の使用者団体と労働団体による対策協議会を設けて、積極的に意見を聞くような措置も講ずべきではないかと思ひます。

二つの法案とも、その性格から言ひまして、単に国や地方公共団体だけではなしに、使用者団体

なりあるいは労働団体の合意を形成しながら運用をしていくといふことでなければ、なかなか十分な効果は上げ得ないと思ひますので、そうした対応についても法案の中できちつと歯どめをかけることを希望いたします、私の意見を終わります。(拍手)

○豊坂委員長 ありがとうございます。

次に、高橋参考人にお願ひ申し上げます。

○高橋参考人 同僚の高橋です。常日ごろ諸先生方いろいろとお世話になつてゐることに對し、感謝申し上げます。

私は、この二法案の一部改正につきまして、賛成の立場で意見を述べさせていただきますと思ふわけであります。

この基礎素材産業というのは、実は二度にわたる石油危機によりまして、原材料・エネルギーコストの大幅な上昇により国際競争力の低下が余儀なくされ、輸入の増大等によつて業界の打撃はきつて大いものがあるわけであります。特に基礎素材産業は住宅投資や公共投資、さらには個人消費などの内需に依存度が強い産業でありますので、わが国経済の長期的な不況によりまして需要が低迷しているため、一層困難な業況下に置かれてゐるわけであります。しかも、この基礎素材産業は過剰な設備を抱えているため、過当競争によつて原材料高、製品安となつて業績は極度に悪化しているわけであります。

特にアルミ製錬などにおいては、操業度の低下ばかりでなく、大型工場の中止やさらに閉鎖などが行われておるわけであります。この結果、基礎素材産業における失業者は四十万を超えようとしてゐるわけであります。したがつて、労働者の生活は危機に直面しているばかりでなく、地域経済にも壊滅的な打撃を与えているわけであります。もうすでに社会問題になりつつあります。

基礎素材産業は、わが国産業経済にとつていままで重要な役割りを果たしてまいりましたし、さらに今後も役割りを果たしていかなければならぬ産業だろうと私は思ふわけであります。そのた

め、過剰設備の処理に力点を置いた現行の特安法ではもう対処できないのではないか、そのように考えておるわけであります。

改正案は、一定の期間内に過剰設備処理などを進め、国際競争力を前提とした経済性をつけることにしており、原材料・エネルギーコストの低減、活性化のための設備投資、技術の開発、事業の集約化等が盛り込まれていることは評価できると思います。設備の処理や事業の集約化には、独禁法との調整が必要になるわけであります。貿易摩擦の中に置かれる今日、厳しいわが国の環境でありますけれども、保護主義的な構造を極力排し、自由貿易の原則による開放市場体制を維持することに重点を置き、あくまでも民間の積極的な自主努力を基本とすべきであると考えているわけであります。

すなわち、産業政策と競争政策との調整を図るとともに、共存の基盤に立つた基礎素材産業の救済と活性化を図るべきであり、そのためには、税制、金融、財政、予算等の措置が必要であるわけであります。産業政策と競争政策は油と水の関係ではないと思うわけであります。すなわち、共存すべきものであり、独禁法の弾力的な運用が当然必要になると考えるわけであります。このような措置をとらなくては、わが国の基礎素材産業を衰退させ、失うことになるならば、遠からずわが国産業全体の国際競争力を失うことになるだろう、こういう危機的な状況にあると思うわけであります。

国際的な分業に依拠すべきであるとの考え方もあります。しかしながら、政治的な不安定というものもあるわけでありまして、さらに供給制限による一方的な値上げ要求に対抗できなくなってしまう、こういうこともありますし、また産業全体の知識集約化も推進できませんし、さらに内需中心の経済成長の達成もきわめて困難になると思うわけであります。

問題は、新特安法の運用の問題であります。業界の積極的な自主努力を基本とし、アウトサイ

ダー等についても法規制や官僚統制の問題については排除しなければならぬし、行政指導によって円滑な運用を図るべきだと考えるわけであります。

次に、通称企業城下町法でありますけれども、現行では企業の誘致対策、経営安定など、救済することに重点が置かれておりますが、産業構造の転換、技術革新の激しい今日、中小企業や地域振興を図ることは不十分であると考えられるわけであります。改正案は、新たな振興対策として、新商品開発、需要の開拓、人材の養成を助成し、新しい事業分野の開拓の道を盛り込んでいくことは評価できますが、率直に言って、遅きに失したのではないかと感じを持つわけであります。産業構造の転換は今日まで進んでまいりましたし、さらに構造不況などの業種の関連下請企業等はきわめて厳しい環境下に置かれており、構造不況業種が核となつて、地域では経済的な壊滅の状況に置かれていくわけであります。

問題は、地域経済の開発には、政府、行政、さらには労働組合、経営者団体、そして地元の大企業等の学識経験者の四者構成によつて委員会等を設置いたしまして、そして知恵を出し合い、潜在需要の開拓やさらに未充足分野の拡充、そして地域の特長を生かした産業の振興などを図らなければならぬと考えるわけであります。また、先端技術を総合的に駆使するベンチャービジネスの育成と導入を図るために、地域の各レベルにおける参加体制をとり、英知を集結して対処すべきだと考えるわけであります。アメリカもきわめて厳しい経済情勢下にありますが、新しい雇用機会の創出というのは八〇%近くがベンチャービジネスに依存しているわけでありまして、日本も今日、技術革新の激しい中で、そのような先端技術を導入した方向へと産業構造を転換していかなければならぬと思うわけであります。

基礎素材産業だけでも約四十万の失業者を出しているわけであります。先ほどもお話がありましたが、きこの閣議で閣着があつたようであ

りますけれども、失業者が三十一万人も増加している。きわめて雇用が厳しい情勢にあるわけであります。産業政策と雇用政策とを結合させなければ、雇用対策というものは不十分であると考えられるわけであります。

現行離職者法では、業種、地域、雇用の安定法として改正されようとしておりますけれども、新特安法の構造改善基本計画の中に、雇用の安定確保及び経営の安定に関する事項を明記することを強く要望するわけであります。この企業城下町というのは、その親会社の系列、関連、その企業グループとして極力配転などを行ひまして失業者を出さないようにすることは当然でありますけれども、企業における業種転換のための職業訓練の充実、さらには雇用調整助成金の弾力的な運用を図ることが必要であると思うわけであります。

雇用安定のためには、地域振興施策と産業施策とを結びつけた雇用創出施策を絶対的な条件として講じなければならぬと思うわけであります。われわれ働く者にとつては、雇用なくして定住なし、産業なくして雇用なし、こういう言い言葉でおるわけでありまして、十分な雇用面における対策を講じられることを強く要望するわけであります。

すなわち、それは、行政も経営者も労働者も、そうして地域の学識経験者も、人間の知恵を出し合うことによつてその地域の振興、経済開発、それを積極的に図るべきだろう。人間の知恵しかないわけでありまして、その知恵を駆使して、ひとつ地域の経済開発やさらに新しい分野への転換、そういうものを推進していただきたいことをお願い申し上げて、私の意見を終わらせていただきます。

○登坂委員長 ありがとうございます。

次に、千葉参考人をお願いいたします。

○千葉参考人 全日本民間労働組合協議会を代表いたしまして、意見を申し上げます。私が代表いたします組織は、略称全民労協と申しまして、民間産業の四十一の産業別組合、約四

百三十五万人を集めて、昨年の十二月に結成をいたしました新しい組織でございます。今後ともいろいろお世話になると思っていますので、どうぞよろしく引き回しただくようお願い申し上げます。

私ども、そういうわけで民間産業だけの、しかもほとんどの産業を代表する組合の組織の意見でございますから、大体日本の民間の労働組合全体の意見というふうに、これから申し上げます意見をお受けとめくださつて結構だと考えるわけでございます。

結論を先に申し上げますと、私どもは、事実上、過剰設備処理だけに機能を局限されてきた現行の特安法というものを、産業政策としてより充実整備した上でさらに五年間延長するということを主眼といたしますこの法案につきましては、基本的に賛成をいたし、強く支持するものでございまして、できるだけ早期の成立を強く要請申し上げます。

その直接の理由は、御案内のとおりでございます。第一次石油危機以後に発生いたしました基礎素材産業を中心とするいわゆる構造不況というもの、その病いまだいえるうちに第二次石油危機を経まして一段と深刻化し、広がつてまいつておるわけでございます。これを立て直すには、引き続き国の産業政策の強力な発動とその内容の充実が強く求められる、これは当然のことだ。だから、われわれはこのような見解をとるわけでございます。

この点に関連いたしまして、特に強調申し上げますことがございます。それは、この基礎素材産業というものを立て直すということが、わが国経済にとつて、また雇用の安定にとつていかに重要であるかという問題でございます。この問題に関連いたしまして、一部には、経済の与件の変化で産業が衰退あるいは興隆するというのは経済の自然の流れなんだから、こんな問題の決着は市場メカニズムに任せるべきで、国の介入とか助成はもつてのほか、独禁法の弾力運用などは特にもつ

てのほか、こういう御意見があるわけでございすけれども、こういう教科書的な経済理論を生身の産業の上に機械的に適用いたしまして、ましてや一国の最も重要な基幹的産業であるこの広大な基礎素材産業の不況に適用いたしまして、結果としてこの部分の相当部分を衰退に陥れるということは、これこそもつてのほかの行き方ではないかというふうに私も強く考えるわけでございす。

御案内のとおり、基礎素材産業というのは、製造業の付加価値生産総額の三割を占める、統計的な厳密なところでは一七%の雇用量というところかと思ひますけれども、広大なすそ野を引く関連を考えますと、三割を優に超える雇用がここに留保されておるわけでございす。そのような重要な部門というものを、いまのような議論でもって相当の部分だけをいかに衰退に陥れて一体何が起るだらう。いますでに非常に重大化しておる雇用が大変なものになることはわかり切っております。地域経済に壊滅的な打撃がさらに加えられることも明白でございす。しかしながら、そうした結果としての外部不経済、社会的ふぐあいに加えまして、わが国民経済そのものにこれは大変な問題を提起することは明らかだと考えるわけでございす。

この産業部門と申しますのは、何よりもまずわが国の加工組み立て産業あるいは電力、運輸、各種のサービス、つまり、日本の全産業にとつての広大なマーケットでございまして、この大きなマーケットがこのように衰退を遂げてまいりましたら、大変な巨大な国内市場の損失というものを日本の全産業に及ぼすわけでございす。当然のことながら、いま非常に重大な問題になっておる不況というものは、さらに重大化したのでありましよう。

さらに、すでに御指摘もありましたが、そもそも高度工業国家の国際競争力というものは、強固な基礎素材とそれから非常に優秀な加工組み立て産業の有機的な組み合わせによりまして、まさに

複合的な工業力というものを持ったのみ強固な国際競争力が維持されるわけでございす。そのようなことでございすだけに、その重要な一翼というものが、土台が衰退を遂げてまいりましたら、して長きにわたつてわが国の強固な競争力が維持され得るであらうか、こういう問題を必ずや提起いたすでございまして。

さらに、この産業部門と申しますのは、歴史的に見まして最も古くから大きな力を持って活躍してきた産業でございまして、幅が広い技術開発力というものを広範に蓄積をいたしております。このような大きな技術開発力というものが、間違つた政策の結果、破壊をされていくということになったときに、日本経済の今後の命運を託すべき技術革新への跳躍力というものが著しく傷つけられることは紛れがございせん。

このように考えてまいりますと、この産業を先ほどのような議論で取り扱うことは許されるわけじゃないで、もちろん自助努力を中心としてではございすが、この産業の立て直しに對して、いまこそ我が国が強力な産業政策を、財政、税制あるいは国際経済との関係、事情等の制約はあつながら、その限りにおいて強く導入をすべきではないだらうか。その一環として、当然ながらこの独禁政策につきましても、限定的、例外的という位置づけを明確にいたしまして、日本の市場経済の有効性を損なわない限りで弾力的な運用というものをこの際配慮する、これは当然な行き方であらう。こういうふうな考えがゆえに、冒頭に申し上げましたような強い立場での基本的な賛成と支持を、この法案に私も注ぐわけでございす。

このようなことでございすので、何はさておき、できるだけ早くこの法案の早期成立をお願い申し上げたい。今国会におきましては、大変忙しいお仕事を抱えになりまして、時間が短いということも承つておりました大変だと思つたのでございすけれども、万障繰り合わせて、どうかこの国会においてこれが流れるということだけはな

ように、ぜひともお願いを申し上げたいと思つたのでございす。

まだあと五分ございすので、その前提に立ちまして、幾つかの注文を申し上げさせていただきます。

これまでの議論の過程で、われわれ労働組合側の意見と申しますものもかなり程度取り入れられておりまして、私も、現段階では相当にわれわれの要望も入れられた案になつておると思つたのでございすけれども、なお幾つかあえて申し上げたいことがございす。

その第一点は、雇用にかかわる問題でございまして、個々の条文でどうこうということよりも、雇用の安定という問題を今後の日本の産業政策の展開に当たつてどう位置づけるかという基本的な問題を提起したいわけでございす。これまでの通産省指導の産業政策は、産業の商売をどううまくやらせていくかということにあくまでも主眼を置かれて、その結果として出てくる外部的な不経済、派生的な問題の処理、二次的処理という位置づけで雇用問題をとかくお位置づけになるという傾向が強つてございす。これは、これまでのこととしては仕方がなかつたのかも知れませんが、かくのごとく世界的に深刻な経済環境になり、雇用の問題というものが一国的な最重要課題になつた今日以降におきましては、雇用をいかに安定させるか、さらに将来にわたつて雇用の吸収力というものをいかに産業に保持させるかということ、この産業政策のそもその基本的な目的の一つにきちんと位置づけて、それに即してすべての問題を律していくことに発想を変えていただきたい。

この見地からいたしますと、この法案の第一条における目的の示し方におきまして、私もいささか食い足りないものを感じるのでございす。かと申しましても、このような問題にこだわりますと、いまやこまで来た法案の成立にお妨げする気は毛頭ございせんが、問題意識として強くこのようなことを御提起申し上げておきたい

と思つたのでございす。

次の問題は、アウトサイダー規制という厄介な問題でございす。このアウトサイダー規制という問題を私どもが提起いたしますと、これはまるで憲法違反であるとか、あるいは一国の市場経済を根底からぶち壊すようなものであるというふうな強く印象づけられる傾向があるわけでございすけれども、私も、きわめて限局的な意味での一つのやむを得ざる処方として、この問題を提起しておるつもりでございす。

御案内のとおり、きわめて群小乱立、そして非常な過当競争体質が強く、非常に有力なアウトサイダーが大変エゴ的な行動をとるといつたような特殊な条件に置かれておるある種の業種で、またかつての過剰設備処理が客観的にはぜひとも必要である。にもかかわらず、そのような状況のもとでは、とてもじゃないけれども、自主的なことでは事が進まぬ。こんな条件のときに、どうしても必要なまとまつたの過剰設備処理を効果あらしめるためには、限局的な意味でのアウトサイダー規制という要素を加味することは必要なのでございす。そのような位置づけで、この問題をもう少し突っ込んでお考えいただけたらなかつたものかと考えております。これは多分無理でございまして、ここまでは来れば法案に云々というものは、しかしながら、このような事実が存在しているということ強く申し上げまして、少なくとも運用の面でソフトなあらゆる手段を駆使されて、このような問題の前進的解決を図りながらの所期の目的の達成に全力を挙げてくださいよう、ひとつ行政当局を強く御鞭撻いただきたい、これを申し上げておきたいと思つたのでございす。

もう時間もございせんが、次にもう少し申し上げたいことがございす。それは、運用にかかわる問題でございす。雇用への配慮という問題は相当に入れられておるわけですが、すでにいろいろ指摘がありまして、労働省との連携を一段と強化されて、あるいは今後別途成立するであらう、

つくられるであろう新たな雇用安定関係の諸法、こういうものとの連動を十分機動的にあんばいされて、ひとつここに特段の運用上での重点を配慮していただきたい、これが一つでございます。

もう一つは、公正取引委員会との関係でございます。法案の第十二条におきまして、八条の事業提携に係る公取との話し合い、調整の問題について、非常に多くの文言を費やして、詳しいことをいろいろ書いております。これはこれで一つの枠組みとしていただきたいと思います。不十分なから、りっぱであると思えます。しかしながら、もしこのことがいかに法で決められまして、これを受けとめる公正取引委員会の実態の態度が、結果的には木で鼻をくくったような、たてまえだけの硬直的な受けとめ方に終始をするということになりまして、これらの法案の文言はすべて空文に帰するという状態でございます。私も、独禁政策及び独禁法というものは大変大事だと思っております。競争原理が非常に有効に働く市場経済こそ、われわれが最も望ましい経済システムだと考えておるわけでございまして、その支えである独禁政策に対しては、基本的にこれを大きく尊重するものでございまして、独禁政策といえども、これまたそれが目的ではなくて、あくまでも一國の経済をうまく発展させ、雇用と生活を安定させるという目的に即しての手段にほかならないと思うのでございます。そのような手段というものが機械的に適用される結果として、本来あつちへ行かなければならないという仕事の結果的にうまくいかないということであれば、これはおかしい話でございます。そういう文脈の中で、ここまで問題が深刻化しているこの部門の立て直しということに限り、独禁政策というものは大局的な見地から弾力的に運用するべきであるというふうな考えますものでございまして、運用面におきましてこの十二条をめぐる通産省、公取委員会その他行政内での処理を特段に、十分にこの法の目的に沿った方向で取り扱われるよう強く

御要請を申し上げたいと思うわけでございます。ほかにもいろいろこの法案に欠けておる問題、申し上げたい点もございまして、われわれは何よりも自助努力でこの産業の立て直しを血を流しながらやっていく覚悟でございますが、この法案の外にあるいろいろな産業政策上のその他の御配慮をいただかなければならない問題もございまして。特に電力料金の運用等の問題、要するに原料コストの相対的な突出的な割り高というものがこの産業の苦境を起している要因でございますから、許される範囲でこの辺の問題についても産業的な、産業政策としての別途の配慮をお願いしたいのはやまやまでございますけれども、すでに時間も参りましたので、しり切れトンボながらここで意見表明を終わりますが、どうかくれぐれも本国会での早期成立、そうすることによつて——すでにみんな待っていると思うのでございまして。この法案の成立と同時に立ち上がつて、この産業の再建のために全力を挙げようという労使が待っているわけでございまして、できるだけ早期の御成立をお願い申し上げます。全民労協としての意見といたします。

どうも失礼いたしました。(拍手)
○登坂委員長 ありがとうございます。

次に、久村参考人にお願いたしました。
○久村参考人 化学エネルギー労働の久村でございます。私たちの意見を聞いていただく時間を与えていただきましたことについて感謝をいたします。

化学エネルギー労働の組織現勢あるいは若干の私のコメント並びに法制定の政策要求などは、御参考までに御許可をいただきましたお配りさせていただきますので、お目通しいただければ幸いです。

さて、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案に關しましての私の考え方を申し上げます。

この二法案を今国会におきましてぜひとも成立させていただき、政省令などの準備も願ひ、現行法との間にすき間が生じないように、昭和五十八年七月一日から完全に法制が機能するようにお願いいたします。

なお、現在、社会労働委員会にも付託されております雇用安定法につきましても、ぜひとも今国会で成立、施行されますように、あわせてお願いを申し上げます。

次に、私がなぜこれらの法案の成立、施行を強く望んでおるのかにつきまして、いままで述べられました参考人の方々と重複を避けながら申し上げます。

それは、やはり社会の安定のためには、国民の大多数を占めます労働者の雇用の安定と労働条件の維持向上が不可欠と考えます。雇用の安定、労働条件の向上のためには、産業の安定的な発展が必要であります。基礎素材産業が直面しております構造的な転換期には、雇用と労働条件に重大な影響を及ぼします産業政策に労働者の要求が組み込まれる必要があると考えます。いわゆる伝統的な労使間交渉のみでは産業の安定、発展は望み得ません。

私たちは、昭和五十五年の定期総会におきまして、市場経済体制、開放経済体制、変動相場制、雇用関係諸制度などを一応の大前提といたしまして、国際的な均衡と国内的な均衡の調和のとれた産業を目指して、雇用政策、産業政策、エネルギー政策、競争政策、社会政策などの整合性ある政策実現に向けての政策要求の考え方を決定しまして、この実現につきましても具体的な活動を展開してまいりました。

基礎素材産業は、国際競争力の低下等から現在深刻な不況に直面しております。労働者は、雇用の不安と労働条件の相対的な格差の拡大、たとえば昨年の年末一時金などを見ますと、社会的水準の約二分の一となっております。

この原因は、幾つか考えられます。すなわち、需要の低迷、輸入の増大、輸出の減退、原材料・

エネルギーコストの上昇、海外投資の増大、産業の過当競争体質などにあると考えます。この中で、私は特に産業の過当競争の問題、体制整備の必要性の点に触れたいと思ひます。

過当競争は、社会的な資源の浪費であると考えます。私たちの労働生産物の価値が正当に評価されないで、雇用問題の発生あるいは労働条件の相対的な低下、格差が発生いたします。したがって、過当競争の是正、産業体制の整備の必要性を昭和五十五年以来主張しまして、昭和五十六年の秋以降は政府、業界などに先駆けまして、お手元に差し上げておりますような法制定の運動を展開いたしました。

私たちの法案の基本的な考え方は、対外的に誤解を招かない配慮、特に国際関係においてのこのような配慮、一定の制限との前提におきまして、独禁政策の目的が独占、寡占の弊害防止にあることから、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害さない範囲で過当競争の弊害を排除して、産業活性化のための体制整備の実施を求めようとするものであります。

お手元に差し上げておきました資料につきまして、私たちはこの考え方を明確に出しまして、やはり公正取引委員会との間におきましては、それが必要であれば同意を得てそのことを適用除外にすべきであるというふうな考えをいたしました。

あるいはまた、少なくとも設備の処理などに関する指示カルテルにおきましては、やはりその指示カルテルに従わない者などにつきましては警告をするとか、あるいは氏名の公表を行つてはどうかというようなことも考えました。これらの点もいろいろ申し上げたいこともございますが、いままで申されましたこともあり、時間の関係もあつて省略させていただきます。

私たちは、以上申し上げましたような考え方、特に政策の整合性のある実施を求めまして、産業構造審議会の関係部会にそれぞれ代表が参加し、私自身も化学部会あるいは総合部会の基礎素材産業対策特別委員会あるいは小委員会などにも参加

しまして、私たちの考え方を主張し、答申案の作成に積極的に参加をいたしました。私たちの考え方が完全とは申しませんが、大筋においてそれぞれの部会、特別委員会、小委員会などで理解をいただき、答申案、意見具申案としてまとめられたと考えます。

この基本的な考え方は、開放経済体制下における産業構造の改善、活性化、雇用、地域経済などに対する摩擦現象を最小化するための各種措置が含まれておられると思います。また、国際的な了承を得るためには、OECDのPAPの原則にも沿ったものと理解しております。このような考え方に立ちましてこの答申案、意見具申案が法案、政府提出案となつたと考え、冒頭申し述べましたように早期成立をお願いしたいのであります。

今後に残されました問題につきまして、一、二申し述べたいと思います。

まず、その第一は雇用の問題であります。私たちは、この産機審の基礎素材産業対策特別委員会が意見具申案をまとめる前日、すなわち昨年の十二月七日に、私たち化学エネルギー労働と日本化学工業協会との間で設置いたしました化学産業労働使会議を開催いたしました。そこで産業構造調整に関する雇用については協議を尽くし、企業内雇用を第一義的に考えるとの合意に達しまして、その後関係各業界団体と協議を行い、この考え方の徹底に努めております。また、単位労働組合によりまず個別企業の実態調査とそれへの対応の基準なども決定いたしました。個別労使協議を重視した活動を展開しております。しかしながら、万不幸にして転勤、出向などができない労働者が発生した場合、すなわち企業内完全雇用が守られない場合には、労働省所管の雇用の安定のための各種法制度の活用は申すまでもなく、本委員会でも審議が行われております特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法と題名を改め、また、目的に「事業の新分野の開拓等を促進する」措置を講ずることを追加されております本法律を十分に生かし、当該地域における雇用機会の創出を強く

要請いたします。雇用問題の解決なくして構造改善の実施はないという考え方の実行をお願いしたいと思ひます。

その他、現在の法律あるいは改正案等では出されております法第三条の五項及び六項、あるいは法第八条の二の三項の四、あるいは法第十二条の新設四項から八項などの運営につきましては、いまだ三参考人が述べられませんでしたような考え方の徹底を十分にお願ひをいたしたいと思ひます。特に法第十二条四項から八項の公正取引委員会との関係におきましては、このような協議スキームがつけられたわけでありまして、この協議スキームが有効に活用されるように運営をお願いしたいと思ひます。

時間が参りましたが、あと一点、二点お願いしたいと思ひます。

今後、業種指定が行われます場合には、同一出発原料から製造される物品で、その用途において相互に代替性を有するものも多くあると思ひます。たとえば高圧ポリエチレン、中低圧ポリエチレン、ポリプロピレンなどがあります。それらの業種は一つとして指定をしていただくようにお願いをいたしたいと思ひます。

なお、このいわゆる特定産業構造改善法のみで特定産業が活性化できるかどうかということになりますと、次の措置が必要と考えます。

まず第一は、技術開発がきわめて重要であります。次世代産業の技術革新のためのパイオテクノロジー、新機能素子、新材料などの研究開発、さらには省エネルギー、代替エネルギーなどの技術開発につきましては、民間のみでは力が足りません。国の援助をぜひともお願いしたいと思ひます。

第二は、基礎素材産業は一般的にエネルギー多消費型の産業であります。石油を初めとするエネルギー源が原料として大きな比重を占めております。ところが、現在の変動相場制のもとにおきましては、原料価格が大きく変動し、これが国際競争力上の大きな問題となっております。原料

料価格の国内的安定を図るための政策確立が必要であると考えます。構造改善法はエネルギー政策との二人三脚によりまして、その機能が一層有効になると考えます。

もう一つ重要な問題は、国民経済の拡大再生産のための財政金融政策への転換、つまり失業創出政策から雇用創出政策への転換を図ることも重要であると考えます。これらの点も十分に御勘考いただきまして、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

最後に、われわれも六十五万、六百万人が加盟したしております国際化学エネルギー労働の執行委員会が今月の十四日から十五日に開催されます。この執行委員会におきまして、これらの考え方を十分に述べまして、国際的にも理解を得る活動を展開いたしてまいりたいと存じます。

再度、今国会におきましてこの両法案が成立、施行されることを強く望みまして、私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○登坂委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○登坂委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑者に申し上げます。お答えをいただく参考人を御指名の上、質疑をお願いいたします。

なお、念のため参考人に申し上げます。発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、時間の制約がございますので、お答えはなるべく簡潔にお願い申し上げます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水勇君。

○清水委員 最初に、貴重な御意見をちょうだいいたしました参考人の皆さんにお礼を申し上げます。と思います。

春闘を目前に控えられて何かと御多用の中でございまして、これから本委員会が審議をいたします新特安法並びに企業城下町法の改正等につい

て、かねがね皆さんから御要望あるいは貴重な御意見をいただいていたわけでありまして、きょう改めてそれぞれのお立場を代表して重ねての御意見をちょうだいしたことを、社会党を代表して厚くお礼を申し上げます。次第であります。

そこで、いま参考人各位の御意見を私なりにメモをさせていただきます。時間が限られておるものですから簡潔にお尋ねをいたしますが、最初に内山さんにお尋ねをしたいと思います。

先ほどの御発言の中で、率直に言うところ現行特安法はともすれば解雇促進法のそりを免れない、そういう側面があった。そこで新法の制定に当たって、最初に産業政策があつて付随的に雇用対策があるなどということであつてはならない、失業者をこれ以上出さない、とりわけ素材産業等の労働構成は高年齢者が多いので、一たん離職すると再雇用の道が断たれる、そこで何とか条文の中に雇用の安定確保というものを図るための具体的な手だてが講じられないものか、こういうふうな御意見がございました。

そこで、五年前の特安法審議の際に、社会党が他の野党の皆さんの協力を得て与党側に修正を求めたわけでありまして、雇用について一定の修正を見たという経過がございます。しかし、必ずしも十分に機能していない、第十条にしてもどうも十分ではない、こういうことを重ねて御指摘をいただいているわけでありまして。

そこで、内山さんとしては、まあ第三条の構造改善基本計画等の策定の際にということも御意見として出されたやに承つたわけでありまして、たとえば、どこをどうすればより雇用の確保というものが期せられるのではないか、こういうふうな御意見がありましたら、一口で答えをいただければありがたいと思ひます。

○内山参考人 先ほど千葉参考人も触れましたけれども、第一条の目的の中で「雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮しつつ」とありますけれども、率直に言つて、私どもの立場からしますと、やはりこれではちょっと弱いのではない

いか、やはり、雇用の安定確保を図りながら構造改善を進めていくというような、もう少し強い表現になっていくと、たとえば第一条について言えば、やはり現行特安法の持つ弱点というものはなかなか克服できないのではないだろうかというふうな考えです。

それから第三条の中にも、五項ですか、「構造改善基本計画は、当該特定産業に属する事業者の雇用の安定及び関係中小企業者の雇用の安定」云々ということがあって、「関係事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない」とありますけれども、これも単に、関係審議会において労働組合の意見を聞くというだけではなしに、まあこれは法律的に言えば、同意を得るといふようなことはかなり困難でしょうけれども、ここでやはり、労働組合の意見を聞くと同時に、労働組合も納得をした上で関係審議会が基本計画を策定するというようなものが入ってくる、雇用問題、労働組合の意向というものは十分に反映されるのではないだろうか。形式的に意見を聞くだけでは、これは先ほど申し上げましたように、なかなか実効が上がついていかないのではないかとこのように思います。

○清水委員 四人の皆さんそれぞれ、産業政策の充実強化を促すという立場について理解を示されておられるわけですが、そのうちの関係の労働組合、雇用の安定をどう確保するかという点で大変強調をされておられるわけでございます。

久村さんにちよつと承るわけですが、雇用問題の解決なくして構造改善の実効は期しがたい、こういうふうにおっしゃっておられるわけですが、たとえばその点では千葉さんが、ここまで来ると目的の中に雇用の安定ということを加えることは無理かもしれないが、そんなに遠慮されることはないのだと思いますが、しかし、そうおっしゃっておられる。そこで、そうした千葉さんの御発言とも関連をして、このまま放置をいたしますと、過剰設備のたえど共同廃棄をする、あるいは、新特安法の目玉ともいふべきものは、従来の縮小のための過剰設備の共同廃棄といふものに加えて、一面では素材産業の活性化を図る、そのために必要な投資であるとか新たな産業構造という展望があるわけですが、いずれにしても、スクラップとビルドというふうな関係がございまして、新たな産業政策を通じて、どうしてもこれが、構造改善基本計画を通じて現実の問題としては雇用の縮小なり雇用の移動なり、こういうものが起こらざるを得ない、場合によれば企業内だけの完全雇用はなかなか実現はできないといったようなことも含めて、雇用にかなり大きな変動が出てくるということだけは間違いないと思うのです。

そこで、具体的に雇用に犠牲を出さない、雇用の安定を確保する、こういうために、今度の新特安法の中で、第十条というのがあります、第三条もございまして、どの辺のところにも、雇用安定の確保という点で少し力点を置くべきだということにお考えになっていか、この点少しお聞かせいただければありがたいと思います。

〔委員長退席、野田委員長代理着席〕
○久村参考人 私の考えは、次のようになります。まず、法の三条で、構造改善基本計画の策定に際しまして、第五項で、当該「産業に属する事業者の雇用する労働者の雇用の安定及び関係中小企業者の」云々ということが一つございまして、それからその次に、「関係審議会は、」云々「労働組合の意見を聴かなければならない。」

そこで、私たちはまず第一に、構造改善基本計画の策定段階で、計画変更可能な段階で労働組合の意見を聞いていただくということがきわめて重要かと思ひます。一たん計画が出されて、この計画についてイエスかノーかということではなくして、計画策定段階、いわゆるその計画変更可能な段階におきまして自主的な話し合いができる、このような運営をするということがまず第一に重要であると思ひます。

それから、第二の点といたしましては、先生御指摘のように、第十条の規定を、個別労使、特にこれは事業主体においても労使協議するのでございまして、この労使協議というものを十分に実効あるものにする必要があるのじやないだろうか。したがって、先ほど私申しましたが、私たちの組織といたしましては、いわゆる平電炉を除きましてほとんどの組織が関係があるのでございまして、構造改善計画を個別の企業がどのように考えておるか、それはどのような速さで考えておるかという実態調査を現在行いまして、そこで雇用に関しましてのかかわり合いのある問題が出た場合には、それぞれの労働組合が十分に単組の労使協議を生かすような指導を現在行っております。構造改善を実施するに当たりましては、すぐれて企業機密に属する問題が多かろうと思ひます。したがって、私どもは、具体的な事例はやはり個別労使の協議が重要である。このように通じて、まず企業内雇用を第一義的にすることとをわれわれ、日本化学工業協会との間で合意をいたしておりますので、そのベースでそれを進めてまいりたい。

しかし、万一、どうしても転動とか出向ができない事態をなしといたしません。したがって、今度の新しい企業城下町法で「新分野の開拓」というようなこともつけ加えられておりますので、そこで十分に雇用機会の創出をお願いして、そこで雇用不安の解消を図ってまいりたい、このようなふうにお願いをいたしたいと思います。

○清水委員 いま久村さんのお話の中で、実効ある労使協議、こういうことが強調されました。これまで私も承っている限りでは、特安法上の規定等で、当該事業所における労使協議あるいは基本計画策定の過程における労働者側の意見を十分に聞く、こういう定めがあるわけでありまして、けれども、必ずしもこれが実りあるものになっていないというふうな御批判、御意見も承っているわけでありまして。

そこで、もう一回内山さんにお尋ねをしたいのでありますが、たとえば意見を聞かねばならぬと

規定をされているけれども、必ずしも十分ではないのだ。そこで、労働組合の側にも、意見を十分反映させるための努力その他の面で足りない点があったかもしれないが、少なくとも新しい法制のもとでは労働組合の意見というものを十分に聴取する。欲を言えば、基本計画の策定等についても労使の同意をくれないところまでいかないものか、こういう御意見があるわけなんです。特に多数派と少数派の組合が存在する場合に、少数派がどうもオミットされてしまうんじゃないか、こういったようなこともございまして、どうすれば基本計画策定の過程もしくは個別の雇用問題等で十分に労働組合側の意思というものが反映させ得るか。たとえば、そのために行政面に具体的な指導を通じて求める注文等があれば、これは法律の運用にもかかわりがあるわけでありまして、少しく御意見を伺いたしたい。

○内山参考人 労働省が所管をする、現行法ではこれは離職者二法になっておりますけれども、この離職者二法の運用に当たっては、労使同意、労使協議、同意まではいきませんが、たとえば雇用調整助成金を国に対して申請をする場合には、労働組合が同意をしなければ一方的に経営者が助成金をもらえないというふうな仕組みになっているわけですね。率直に申し上げまして、これは労働組合の側にも意見反映の努力が足りなかった面もあると思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、労働組合の関係事業者団体及び労働組合と協議をし、その同意を得ることを必要とする、こういうことになりましたと、やはりかなり労働組合も一生懸命にその問題について検討し、労働組合としての意見もきちつと反映することになるのではないかと。そこまで産業政策でいき得るかどうか。それはとてもじゃないかだめだというふうな意見もあるのですけれども、しかし私は、先ほど申し上げましたように、産業政策があつて、その受け皿として雇用政策がある。極端に表現すれば、この法律によって設備廃棄の過程で、万が一労働者が離職することもあり得るだ

ろう、それは別の雇用安定臨時措置法という考え方では、やはり雇用の安定は確保できないのではないかと。したがって、産業立法であるこの法律の中でも、労働組合と協議をし、労働組合の同意を得た上で構造改善基本計画を策定していく、そういった対応ができないものかどうかということになれば、私が申し上げたような問題については一定の歯どめがかかっているのではないかと、いうふうに思います。

○清水委員 なお承りたいことが幾つかございますが、時間が少ない状況でございますので、私からのお尋ねはこの程度でとめさせていただきます、あとは同僚委員にかわりますが、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

○野田委員長代理 水田君。

○水田委員 参考人の皆さん、御苦勞までございます。

私は、不況業種の出身なものですから、皆さんの気持ちには痛いほどわかるわけです。しかし、批判としては、構造改善というのは効率化を図っていくことです。当然そこでは労働者が余ってくる、職を失うということ。何で労働組合や革新政党がそういうことを積極的に進めると言うのかという批判を受けてきたわけです。

（野田委員長代理退席、委員長着席）

そういう中で雇用問題、いま清水委員からいろいろ御質問いたしましたように、何としても企業は活性化して生き残る。労働者は、先ほど参考人の御意見もありましたように四十万人から職を失っている、さらにそれを進行することに手を加すということにならない、やはり雇用を守ることとに労働組合なりわれわれとしては主眼を置きたいわゆる活性化を図ることが大事ではないか、そういう気持ちで、時間がありませんから私は一、二お伺いしたいのです。

一つは、設備廃棄については労働組合の意見を聞くというところとあるわけですが、事業提携については全く新しい改正案にないわけですね。これは一番みどころですが、その点につ

いて、これはどなたか代表で、できれば内山さんと久村さんにでも、事業提携については全く労働組合の意見を聞くシステムになってない。これは設備廃棄と同じような雇用の喪失がそこでは起こるということについて、御意見を聞かせていただきたいと思うのです。

○内山参考人 これはちょっと私、言い方足りなかったのですけれども、さまざまな共同行為なり事業提携、これが現行特安法とは違って今度の新しい法律のいわば前向きな対応といえますか、積極的な対応になっていると思うのです。したがって、この点についても、率直に申し上げまして、労働組合の意見を聞く、あるいはこれは単に労働組合だけではなしに関連する中小企業、下請中小企業とか関連業者の意見を聞いてやっていく、こういうシステムにぜひしていただきたいと思うのです。

そのことは、法律的に言えば第十条の方にかかわってくるからという説明も一部受けておりますけれども、ただ、私たちが率直に心配するのは、さまざまな事業提携なり共同行為の中で、最初に指摘を申し上げましたように、関連中小企業なり労働組合の意見が十分に反映されませんと、中小企業が切り捨てられていくとか、あるいはその段階で過剰雇用ということで労働者の切り捨てが行われる心配を私たちは持っているというところ、これは率直に申し上げまして、そうした行為についても何らかの形で関連事業者団体なりあるいは労働組合の意見を反映させるようなこと、これは法の運用になるかもしれませんが、このことが必要ではないかというふうに思います。

○久村参考人 いま水田先生がおっしゃいました点は、私は次のように理解をいたしております。それは、私も個別企業労働者をめぐって重視すると言いましたのは、事業提携計画という内容のことは、過剰設備の処理以上にそれぞれの企業間のきわめて高度な計画になるだろうと思えます。したがって、この第十条雇用の安定の中で「設備の処理、事業提携その他の措置を行

うに当たっては」ということで、新しく事業提携が一項目追加されておりますので、私もはこの条文を十分に生かしまして、それぞれの計画内容を個別段階から明確にして、その中で労働組合の意見は反映できる、このような運営を労働組合自体といたしまして、それぞれの組織に申し述べておる次第です。

以上でございます。

○水田委員 全労協の千葉さんと久村さんにお伺いしたいのは、現行特安法が二三%の設備廃棄を要するけれども、なおかつ不況は続いておる。そういう中で批判がありまして、まさにそれはすぐれた施策の問題だ、不十分だという意見もあるわけですね。久村さんから先ほど、変動相場制のもとにおけるという御説明がありました。たとえばアルミを見れば一番よくわかるのです。構造改善計画以上の設備廃棄をやつて、なおかつ今日どうにもならない。これは電力料の問題というところになるわけですね。ですから、施策の中で一つは、原料非課税なり電力料の体系を根本的に考えなければ、設備廃棄をやつただけでは活性化できるとは私は思いませんし、もう一つは、税制上、財政上の援助が現行特安法で十分であったのか。今度の新しい法案で設備廃棄をすれば十分活性化し、雇用の将来に向けて安定できるということにはなかなかならないのじゃないか。その二点を千葉さんと久村さんに、私に与えられた時間はわずかですから、簡単に答えをいただきたいと思ひます。

○千葉参考人 おっしゃるのとおりだと思っております。私も、この法だけで、困難な問題を抱え込んだ産業が産業として再建されるとは思っておりません。その中の重要な問題として、なかなか電力の問題があるかと思ひます。原価主義に基づいて電力の料金設定をしなければならぬという事情は重々わかっておりますけれども、これまでの電気事業の管理の前提になってきた日本の環境条件が全く変わつておるのでございますから、電気事業の管理のあり方についても、状況変

化に適應した発想の転換による見直しが必要かと思つておりました。原価主義による値段設定に当たりまして、原価のほうから方自体につきましてもう少し具体的に、大量消費業種向けの原価というものがどんな事情でどうなるのかという、きめの細かい配慮を加えながら筋道を通す枠組みの中で体系の再編成を可能な限り追求していただくというようなことは必要かと思ひます。

それから、いま起つておる石油の値下がり状態、こういうものをばらまきの料金引き下げで処理することが妥当かどうかはわかりませんが、一國のかなりな部分が構造的に非常に困難になっている、こういうことを考えますならば、ある程度そこには得られた余裕というものを政策的な料金実施という形で投入するといったようなことも、これは法の外の話で結構でございます。基本的な問題としてお考えいただきたいというふうに強く考えておる次第でございます。

○久村参考人 私が変動相場制下における問題点として申し上げましたのは、たとえドル建て価格が値上がりするといつても、円安になりますと、日本への入着価格は一体どうなるのか。そのようなことから、現在の変動相場制下におきまして、この資源エネルギー政策の抜本的な見直しがないことには、国内の原料価格は安定しない。そのような点で、特にいまいろいろの新聞報道などを拝見いたしますと、ぜひとも今後この問題を最重点として、基礎素材産業の活性化対策の問題点としてお願いしたいと思ひます。

それから、これだけでいいのかわかりませんが、これとともに技術開発というものが、これは基礎素材産業の活性化は非常に困難であろう、私はこの両立がこれからの重要な施策ではないかと思ひます。

以上でございます。

○水田委員 時間が参りましたので、終わります。

参考人の皆さん、ありがとうございます。

○登坂委員長 次に、長田武士君。

○長田委員 本日は、春闘のさなか大変お忙しい中を私たちの委員会にお出ましをいただき、貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございます。

まず最初にお尋ねをいたしたい点は、現在、石油化学を初め基礎素材産業の不況が非常に深刻でございまして。このまま推移いたしますと多量の失業者が出るであろう、このように懸念をされておられるわけでありまして。こうしたことから、特定不況産業の再生を目指した新特安法がいま審議されておられるわけでありまして。先ほど御意見の開陳をいただきましたけれども、雇用面についての見通しを、四人の参考人の方から簡単に答えただければありがたいと思っております。

○内山参考人 きょう閣議で報告をされました一月の労働力調査の結果については、政府部内でもいろいろ論議があるようですけれども、私が一番心配をしておりますのは、いまのところ、まだじわじわ悪化するという状況ですけれども、雇用情勢が一定の臨界点に達しますとムード的にも急激に悪化する危険を、私は率直に言っているわけでありまして。ですから、いまのところ景気がどうなるのか——景気がいまのような動向であれば臨界点に達する時期はかなり早く来るのではないかと。これは将来のことですから断定はできませんけれども、私は率直に言って、雇用失業情勢については非常に危惧の念を持っております。

○高橋参考人 経済成長との関係もあるわけでありまして、政府の五十八年度の見通しが三・四ということでありまして。それも外需依存が〇・六で、内需が二・八であります。完全失業率は二・〇程度と言っておりますけれども、すでに二・七以上になったわけでありまして。したがって、経済成長が二・〇程度であれば大体二百万を超えるだろう。これが五年も続けば三百万から四百万くらいになるだろう。それ以外に、不安定雇用者がいるわけでありまして。たとえばパートタイマーとかそういうのがいるわけでありまして。労働省の調べでも、パートタイマーがいま四百三万人と言われ

ているわけでありましてから、これらを含めると不安定雇用者はアメリカともどこそこいくらいになるのではないかと見通ししております。

したがって、いまの経済政策で国会の先生方も論議していただきたいのは、国民生活、日本の経済がどうあるべきかについて、公共投資の問題もあるでしょうし、そういう経済問題を論議していただいて、がまんの哲学でなくして本場にチャレンジしていく、こういうことで雇用の安定を図っていただきたい、きわめて厳しくわれわれは見ているわけでありまして。

○千葉参考人 マクロ的な見通しにつきましては、お二方のおっしゃるのが大筋であろうと思っておりますが、私見では、いまのような二・五％の低成長が長期に続くと思えば、恐らく年率で〇・五ポイントずつぐらゐ失業率はじりじり上り続けていくという局面に入るのではないだろうかというふうな考えをしております。

ただ、つけ加えてこの機会にもう一つ関連して申し上げます、この基礎素材産業というものが抱えている関連を含めたトータルな雇用量というものは、多分三百万に近いかと思っております。ここで、仮に自由放任政策の結果、かなり産業が衰退をいたしました二割ぐらゐ落ちてまいりますと、恐らく単純化して言えば、それだけでいまの失業率を一・二ポイントぐらゐ押し上げるような、非常に破壊的な雇用情勢のマイナスインパクトというものがこの産業部門から起こり得るという認識をあらわしておきまして、マクロ的な対応と同時にミクロの産業別の問題、産業政策の強力な展開が特段必要になっておるのではないだろうか、こういうふうな考えを次第でございまして。

○久村参考人 マクロの見方につきましては、いま三人の方が述べられたのと全く同じと思っております。したがって、私が先ほど申しましたように、拡大再生産が可能かどうか、国も企業も個人も、そのようなふうな政策を転換いただきまして、少なくともやはり雇用状態を改善しようとするならば、四％程度のマクロの経済成長が必要ではないかと考えます。

なお、基礎素材産業の関係につきましては、このような全般的な雇用失業情勢でございまして、ミクロの問題としましては、先ほど申した述べましたように、産業台あるいは個別台あるいは国家政策台の整合のある政策をお願いしたい、このように思います。

○長田委員 御承知のとおり、新特安法は、一つは設備の廃棄をすること、もう一つは事業の集約化、この二本の柱が大きな特徴でございまして。これで構造改善をしようということが目的であります。

そこで、私はお伺いしたいのでありますが、過剰設備の処理や事業の集約化、こういう産業政策をとりますと、どうしても雇用面が停滞をしていくというところは当然でございまして。人員がふえるということとは当然考えられないわけでありまして、どうしても人員の削減というところに大きなポイントをおくわけでありまして。短期的に見れば人員は減りますけれども、中長期的に見ると雇用の創出になるのかという感じもするわけなのであります。そこらの見通しはどうなんでしょうか。

○千葉参考人 私は、この第一次ショック以来の雇用調整の現実というものをよく見てまいりますと、これは特安法があるとかないとかいうことは関係なしに、その産業が実際に置かれた環境条件が苛烈になっていく中で、文字どおり経済法則が力づくで貫徹するような形で、労使の厳しい葛藤の中から結果としてじりじり過剰雇用を排出されるという過程で事態が進行しているかと思うのでございまして。

したがって、この新特安法ができるから、何か設備の過剰が急速に進んで人が減っていくというふうには、私は考えておりません。むしろ、このような苛烈な環境にある産業を自由放任に任せて、泥沼の中でデスマッチ的なけんかをやらせて、過大なロスに伴いながら再編成させていくこ

とによって、より多くの殺さなくてもいいもので殺してしまうようなことにするのか、それとも、できるだけ秩序ある再編成のコースを通らせることによって犠牲を最小限にして、より早く産業そのものの安定化を手に入れて、雇用の安定の基盤も手に入れていくという道を選ぶのか、こういう選択の問題ではないかというふうな認識でこの問題を基本的に考えております。

○長田委員 内山参考人にお尋ねをいたします。

私は、この新特安法が成立いたしますと、企業は総体的に人員の過剰感というのを現時点においては非常に持っていると思っております。そういう状況下にありますと、この新特安法が成立をする、施行される、こうなりますと、企業としてはやはり一つのお墨つきがあるわけでありまして、そういう点では雇用創出ではなくて、むしろ減量経営、合理化という形において企業の集約化をやつてまいります。そうなりますと、そういう立場で人員の削減あるいは雇用の機会を失うみたいな、そういう点に一層拍車がかかってくるのではないかと、この点を私は心配しております。この点どうでしょうか。

○内山参考人 実は私も、そういう引き金としてこの新特安法が企業経営者によって使われるとするならば、これは事実に反することになってしまふだろうというふうな思っております。ですから、先ほどちょっと申し上げましたけれども、そういう設備廃棄、設備処理の過程で、一時的にもせよ労働者が職場を去らなければならないような措置だけは何かとめることができないだろうか。

そこで、たとえば一定期間、これは共同行為になるわけですが、操業短縮をする中で次の雇用確保、雇用安定の措置を講じるというようなことも、この法案の中に盛り込むことはできないものかどうか。これは通産当局の説明では、共同行為、独禁法とかかわり合いがありますから、生産調整行為ですから、別途対応すべきことであるというふうな考えをあらわさるようですけれども、そうした措置が同時に対応していきません

と、やはり設備処理、設備廃棄の過程で人員の縮小、人員の整理がドラスチックに起こる可能性はあるというふうには私は見ます。

○長田委員 次に、過剰設備の処理の問題についてお尋ねをするわけですが、これは単に設備の量の減少ということにとどまらないように私は思います。

と申しますのは、産業によつては業界の再編成あるいは中小企業の淘汰という形をとりまして、あるいは下請や関連業界にとつては経済的な必然性という形をとりまして整理がだんだん強化されるのじゃないか、そういうふうな形をとられるような感じが私はいたしております。そういう点について質的な問題を何か内包しているように感じますが、高橋参考人にお尋ねをいたしたいと思います。

○高橋参考人 集約化の問題もありますし、また活性化の問題もあるわけです。いまのような状態でいくならば、基礎素材産業がじり貧にいつてしまふだろう。したがって、活性化のための集約化とか、そういう方法をとらうとしているわけでありまして、何といつても石油ショックでこの十年間で十四・四倍上がった。加工製品は十年で三倍ぐらいいし上がらないわけです。技術革新をやつていかなければどうにもならない、日本の基礎素材産業はなくなつてしまふのじゃないか、そこに実は危機感があるわけです。ですから、このままではいけない、それを救済していくのがこの特安法じゃないのかな。ですから、一面、設備の廃棄をやれば雇用の問題になりますけれども、それはいままででいってもじり貧でありますから、それを活性化をやつて、技術革新もやつて、そして雇用機会を創出するようにしていかなければならないのじゃないか。

問題なのは、産業別の労使会議というものもあるわけですから、やはり産業別の労使会議でやり、個別労使の中でも雇用保障を前提としてその構造改善に取り組まなければならない、そのときを迎えたのではないか。これは日本だけじゃない

わけでありまして。アメリカもそうですし、E.C.関係もそうですから、いずれもその課題については共通の課題を持つていっているわけでありまして。

だが日本は、日本人の知能指数は高いと言われているわけですから、いま通産がやっているような産業政策というものについては、雇用政策は実は後追いなんです。だから、産業構造が変わつたら雇用をそれで救済していこう、こういう形です。そうじゃなくて、雇用政策も産業政策にブツインする、そうして同時に解決していかなければ雇用が守れないだろう。ですから、いまの一部改正に賛成したのは、そういう活性化を図ることによつて雇用機会を持つていかなければならない、構造改善を伴えば雇用にも影響するわけでありまして、それをスムーズに転換をしていかなければならないのじゃないか。労働組合も、当然経営者もそうですけれども、経営者ももつと展望を持つて、積極的な自主努力が必要だと思つて、どこの国でもやられていっているわけでありまして。日本が先陣を切つて取り組まなければ、雇用の問題もより厳しくなるだろう。ですから賛成の立場で申し上げていられるわけです。

○長田委員 時間が参りましたから、終わります。ありがとうございます。

○中野(寛)委員 次に、中野寛成君。基礎素材産業は、そしていわゆる城下町法は、基礎素材産業にとつて本当にカンフル剤となり得るのか、特効薬であるのか、これは、運用の面も含めてみんなで努力しなければならぬことだろうと思つておる。そしてまた、同盟としても幅広い産業政策を、労働者の立場に立つて立案していく必要もあるだろうというふうな思ふわけでありまして。そうしませんが、せっかくの新特安法が意味をなさないとことになつてしまひはしないか。また、この業種指定のための政令改正等の猶予期間一年半、そしてあと三年半対策の期間があ

ります。果たして十分なのか、こういう疑問も持つわけなんです。これが少なくともいよりましだという立場では、われわれもそういう感じがするのであれば、しかし、より効果あるものにするためには何か欠けてはいないか、そういう危惧の念を強く持つわけでありまして。同盟の立場から、総合的な見解としてもう少しお聞かせいただければと思います。

○高橋参考人 非常にむずかしい質問だろうと思つておる。いづれの法案にしても特効薬にはなり切れないのじゃないか、やはり総合的な政策の中でこの法案が生かされていかなければならぬだろう、このように考えるわけでありまして。したがって、経済の問題でありまして、特に基礎素材産業は住宅とか公共投資とか、さらに個人消費に結びついていっているわけですから、経済全体がマクロ的に内需拡大を進めていかなければどうにもならないのではないかと、この点が第一点なんです。通産だけの問題ではないわけですね。日本政府そのものの、国民全体の問題だと思つておる。

同盟は、すでに元福田総理時代に、雇用創出機構という案を提唱したわけでありまして。その案といふのは、何といつても日本の経済産業構造が転換を余儀なくされるだろう、とするならば、政労使、それに学識経験者を含めて、地域ごとにもそういうものをつくつて、産業経済対策というものを総見直しし、潜在需要の開拓、新技術の開発を含めて対応しなければ雇用機会が喪失してしまうだろう、そういう立場で、実は先生方の御理解と御協力を得て、雇用開発委員会というものができました。これは十五都道府県にできたわけでありまして。そして、今後具体的に調査研究を終わります。今度今年度の予算で十カ所設置されて、雇用推進会議というものは、これは行政も何もないわけでありまして。行政も学識経験者も、さらに労使とも四者一体になつて、総参加の形で、その地域の経済開発、潜在需要の開拓を含めてどうやるのか、これをやらなければ、政党のいかに問はず

国民的課題として取り組まなければならない問題じゃないか。そうでなければ雇用創出はできないんじゃないか。ですから、そういう変化に対して機械に対応していかなければいけない。だから、私もいま法案を見させていただいたわけでありまして、本当に石油危機の場合にこういう事態が予想されたと思つておる。それは十年前でありまして。とするならば、アルミの産業ならば電力を使わなくても別な製錬という技術を開発するだけの力があつたんじゃないのか、私はそう思うのです。

したがって、日本の場合には中長期展望に立つて産業構造がどう変化するのか、それに応じた対応というものを雇用面なり技術開発の面でやらなければならぬのじゃないか。ですから、一省庁の問題じゃない、日本全体の問題として、国民的な課題として、産業構造の転換なり雇用の問題を一緒に対応していかなければいけないのではないかと、私は率直に思つておるわけでありまして。

同盟といつても、これは同盟が提唱したからというわけではありまして、労働四団体なり全労協とも一緒にそういう問題に対応しているわけでありまして。そういうことが一番重要だろう。ですから、これが特効薬であるかといふことは、先生のおっしゃるとおりでありまして特効薬ではないけれども、特効薬のようにそれを運用する、これは労使一体だといふふうに考えているわけですから。ですから、これは特効薬かといつても、私は、これは特効薬ではない、これですべてが解決するとは思いません。これをどう活用するか、それは人間の知恵だ。では、経営者がもつと自主努力をすべきだ、こういうふうな考えているわけですから。

○中野(寛)委員 久村参考人にお尋ねをいたします。この運用に当たつては、労働組合の役割というのか、力も問われると思つておる。先ほどから御意見を聞きながら感じましたのは、総合的な対策はもちろん協議していかなければいけない

れども、個別企業労働を重視するというふうにもおつしやっておられるわけです。労働組合があるところはそれはそれで一つの大きな役割りを果たせるだろうと思うのですが、労働組合が果たしてすべてにわたってあるのかどうかということ、もう一つは、やれやれと、こういう問題が生じますときに、中小零細企業といいますが、むしろ下請、孫請へのしわ寄せによって親方の方が生き残っていくというふうなことが往々にしてある。労働組合の方でもよほど気をつけておいていただきませんと、自分たちが生き残るために、組合のない下請、孫請が犠牲になるということにもなりかねない。ゆえに、労働組合サイドとしてむしろそのことにも十分配慮して企業と折衝をしていく。企業内雇用という話もありまされども、これらの問題を総合的に考えないと意味をなさない。下請、孫請の皆さんは、それは大きいところはいいいわな、組合のあるところはいいいわなと言つて、白々しい気持ちで見ているという話さへも仄聞するものですから、その辺のこの心配を含めてお尋ねしたいわけです。この法律ができたことによつて企業側に悪影響ははたらかない、ゆえに、そのことを防止するためには労働組合の力が問われる、こういうことではなからうかというふうにも思ふので、その点についての御見解をお聞きしたいと思ひます。

○久村参考人 いまおつしやいましたように、労働組合自体の力が問われる問題だと思ひます。したがうして、私たちは、労働組合のあるところのみでなくて、その事業所内には当然労働組合のない下請、孫請もあるわけですから、設備処理計画なり事業提携計画なりの及ぼす影響とそれへの対応策というものは、親組合が十分に考える、このようなどて私たちの方は組織的に対応してまいりたいと思ひます。

それからなお、先ほどございましたが、この法案が首切りの導火線になるのかどうかというようなこともあわせてあらうかと思ひますが、他面、現在の特安法のもとにおきまして過剰設備の処理

などを私たちの組織内でも幾つか行いましたが、その際にもこの第三条と第十条、特に第十条の規定が有効にワークをしたということをつけ加えさせていただきますと思ひます。

○中野(寛)委員 そのいう配慮を十分、何かここで御要望申し上げるのはおかしいですが、していただきたいと思ひます。

と同時に、やはり全労協も発足をしたわけですから、やはりこの組織化といいますが、まだ未組織労働者の組織化、そのことを、やはりきよう御臨席いただいた参考人の方々にひとつ大いに努力していただいて、なお一層これを進めていただきたいなというふうにも思つております。そのことがまた、こういう政策、法律を生かすことにつながっていく、こういうふうにも思ふわけでありま。

さて、もう一点。この国際社会の中における日本の動向というのは大変注目されていと思ひます。今回の新特安法、これは千葉参考人にお聞きしたいと思ひますが、こういう法律をわれわれ、こうしてオープンで論議をしていくわけですね。そして、そのあり方について賛否両論、あらゆるマスコミ機関その他がやはり論議を合つてゐるわけですね。それでもやはり外国からはいろいろな批判の音が聞こえてくるわけです。あらゆる批判の音が聞こえてくるわけです。あらゆる機会を通じて、そういう諸外国からの批判に対して十分反論をしておく必要があるというふうにも思ふわけでありま。

そこで、私は千葉参考人からひとつ、外国からの批判に対してどうお答えするかということについて少し詳しく御説明いただければと思ひます。

○千葉参考人 この法案を中心とする産業政策が、わが国の対外経済関係において保護主義的な傾向を強めるものだという外からの批判と申ししますものは、これはまことに事実誤認もはなはだし、全くの認識不足に基づく間違つた議論だと強く考えております。

を開放しながらこの産業の立て直しをやるという道を選んでおります。

それから、原料、エネルギーというコストが最も重大な問題であるわけですが、この分野につきましても、この産業政策においては国からの助成とか支援というものは、目下のところ、一切考慮に置かれていないという状態でございす。いわば、全く基本的な部分で裸にしながら、産業の立て直しを産業にさせていくということとございまして、これほど保護主義的でない産業再建策といふのはないんじゃないだろうか。たとえば、アメリカ鉄鋼業は一九七七年末のソロモン報告に基づきまして、七八年からソロモン報告に基づく産業立て直しをやってきたわけですが、それけれども、このときは御案内のトリガープライス・システムというものを導入いたしまして、数量、価格とも、外からの輸入というものを大きくヘッジしながらアメリカ鉄鋼業の再建を進める、こういう選択をいたしております。たとえば、同じ時期にECにおきましてもデビニオン・プランというものを採用いたしまして、これまた数量、価格とも外からの輸入というものを大きくチェックしながらEC鉄鋼業の再建を進める、こういうやり方をしておりますし、エネルギー面でも相当な助成というものを、各国は産業の立て直しをするときには当然のことのようにやっているのが実情でございます。

そういうものに比較いたしまして、これほど開放的なスタンスでの産業立て直しをやる国はどこにもないだろう。加えまして、わずかながらの国内の国内におけるこの産業への立て直しの助成も、財政、税制ともに実はまことに中身がささやかなものでございまして、このようなものをもって過保護的な政策の展開だというふうな議論は、これはナンセンスである。この辺は通産省が自信を持って、もつと徹底的に外国によく説明をして、そういう誤解を解くのみならず、むしろそういう話し合いの中でポジションをよくしながら、ダンピング的な不当な輸入などについては、自由貿易の枠組みの中でどしどしわが日本もカウンターパンチを食らわされるぞというぐうぐうしい立場を明確におとりになつて、このことをお進めいただくことの方がむしろ大事だと考えておりました。これが過保護である、保護主義であるという議論に対しては、歯牙にもかけずに厳しくこれを克服していただきたいと思ふわけでありま。

○中野(寛)委員 時間が参りました。内山参考人にお尋ねする時間がなくなりまして大変失礼をいたしました。

きようはどうもありがとうございました。

○登坂委員長 次に、渡辺貴君。

○渡辺(貴)委員 内山参考人にお尋ねをいたしたいと思ふのです。

新特安法の改正ということで論議がされているわけですが、やはり前提になるものは、現行特安法についてどう評価しなければならぬか。五年間現実に進めてきたわけでありま。当時、昭和五十三年のころの論議を見ましても、大体二三%くらい設備廃棄をすれば経営が安定できるのではないか、これに伴つてある程度減量経営も行わざるを得ないというふうな論議が大勢を占めていたと思ふのです。その場合にも、当時総評の宝田さんから、この結果が経営の安定に中長期的につながっていく、同時に、短期的に見た場合に雇用の安定の面においてどういうマイナスが生じるか、ここをよく見ていかないと、労働組合としての判断といえますが基準がそこにあるんだ、こういうような御意見を聞いたというふうな記憶をいたしておるわけですが、これは総評だけではなくて他の参考人の方からも、ほぼ共通してそういう御意見が出されました。

さて、そうすると、五年間たつて、先ほど首切り促進ではないかというふうな御批判も聞かれる、こういうようなことでございしたけれども、全体としてこの評価はどのようにお考えになつていらっしゃるのか、まずそこをお聞きしたいと思ふのです。

○内山参考人 これは、産業によつてかなりの違いがあると思ふのです。ただ、たとえば造船産業について見ますと、今度の新特安法からは造船産業は対象になっておりませんけれども、現行特安法によつて造船産業における設備、船台の縮小、廃棄、これが進められた。それはストリートに造船産業労働者の首切りにつながつていつたわけですね。そして、残念ながら造船産業は、その後一時期よくなった面もありましたけれども、現在またこの世界的な不況の中で造船産業が苦境に陥るような状況も生まれつつある。これも私、冒頭に申し上げましたけれども、その過程を見ますと、大企業を中心とするような集約化、いわば寡占化の中で中小造船所が整理淘汰されていったことも、残念ながら否定しがたい事実ではないだろうか。

もちろん、造船産業だけで現行特安法の功罪を論ずることはできませんけれども、ほかの産業、業種では、それによつてある程度、もつと悪化するものが数々の事例もあると思ひますけれども、もう一つの批判的総括みたいなものを政府は踏まえて、繰り返し労働側の参考人が強調しているように、やはり雇用の安定確保というものをどうしても重視をしていかなければ、結果的には再びあの第一次石油危機の後のような状況も現出するのではないか、そういうふうには考えます。

○渡辺(真)委員 五年間、必ずしもそういう面では十分であったということではないというかなり否定的な御見解だつたと思ひますけれども、造船は約五万人、加えて指定された十四業種で十一万ですね。さらにそのすそ野を広げていくと、こもお話がございましたように、三十八万ないし四十万というふうになるわけなんです。ところが、現行法でもそうでありました。

と、今改正の中では、第一条の目的規定の中で、いままでの設備廃棄処理だけではなくて、事業の集約化の方向が打ち出されている。さらに、第三条では、構造改善基本計画は主務大臣の承認を受けることができるということで、事業

の集約化あるいは共同廃棄も含めて、いままでとかなり性格が違ったものに改正されてきている。しかも、その主務大臣の承認を受けることができるというふうになった上で、第十条で、いわゆる雇用安定についてというふうになるわけですね。ですから、すでに主務大臣の承認を受けたそういう構造改善計画、事業計画が提起されて改めて労働組合との中で、こういうふうになると思うのですが、そうすると、労働組合側の意見を開陳することは大変弱くなつてくるというふうな危惧を持つわけなんです。

日本の民間労使はきわめて円滑な関係にある、これが日本の産業を発展させてきた一つの大きな土台であつたというふうな評価も強いわけでありまして、強制的にこういうことになつた場合に、果たして雇用の安定というものが現行法に比べて新法ではどうなるだろうか、こういう危惧を持つわけなんです。内山さん、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○内山参考人 これはもう先ほど申し上げましたように、構造基本計画の策定の段階で十分に労働組合の意見を聞き、そこで協議をし、できるならば労働組合の同意、当然労働組合は雇用を守るという立場に立たざるを得ませんから、そういう歯どめがないと、結果的には構造改善基本計画が雇用の安定に結びつかない方向で進む危険というのには私は持つております。したがって、策定されてしまつたからではなしに、策定に至る討議の中で、関係審議会だけではなしに雇用審議会であるとか職業安定審議会であるとか、そこでの協議をやつていくとか、あるいは地域法に關して言えれば、これは地域の地方公共団体なり地域の使用者団体なり労働団体との協議を事前にやつて、単にできた後、都道府県知事の意見具申というふうなことでなしに、あらかじめそういうものを反映させていくような歯どめを講じていく必要があるのではないかというふうには思ひます。

○渡辺(真)委員 この問題との関係で久村参考人にお聞きしたいと思うのですが、内山さんからそ

ういうお話がございましたけれども、久村さん、いろいろ関係の審議会や産構審の部会等においてもなつていらつしやるというお話が先ほどございましたが、新特安法の第三条の六項の中で、いわゆる関係審議会は関係事業者団体及び労働組合の意見を聞かなければならない、こういうふうな規定がございしますけれども、このことが、意見を聞かなければならないというふうな狭いものなのか、もう少し労働組合の側として、日本の産業政策全体を俯瞰しながら御意見を出されたいと思うのでありますけれども、その辺については実際上携わつていかうか、お尋ねしたいと思うのです。

○久村参考人 率直に申しまして、計画変更段階においての審議に直接、私のみでなくて、関係小委員会なども開催されまして、その段階で意見が聞かれております。

いまも内山さんから申されましたように、現行特安法の評価というのはいろいろあるかと思ひますが、産業、業種によりましては、大きな悪化が現行特安法でも防げたのではないだろうか。その場合に、雇用とのかわり合ひで申しますと、計画変更の段階、特に今後の各種の見直し段階におきまして、いろいろな内容についてこの審議会でも論議がされますし、その他小委員会あるいはまたそれぞれの業界団体の労使協議などの段階においても、かなりの実効が上がつたのではないだろうか、私はこのように思ひます。

○渡辺(真)委員 審議会の構成メンバーその他がございまして、それはなかなかむずかしい面があるろうかと思ふのです。しかし、いづれにいたしましても、これからの問題としても、労働組合側の代表としてそういう点は十分な留意をしなければならぬというふうには御要望しておきたいと思うのです。

もう一点、久村さんにお尋ねしたいと思うのですけれども、今回の改正の中で、設備の廃棄だけではなくて、事業の集約、さらに活性化の投資というふうな、かなり全面的な法改正になつてい

と思うのです。それだけに、構造改善というふうには性質そのものを變えていくという性格づけも強いと思うのですが、あわせて、これは産構審のいろいろの答申や報告などを見まして、これを実施として進めていく場合に、国の政策的な助成というものが必要である。直截的には、税制であるとか金融あるいはその他行政の一定の介入、お墨つきみたいなものを、最終的には構造改善基本計画を立てて主務大臣の承認を受けることができるということになると思うのです。私は思うのですが、こういう大企業の場合には労働組合も結構いて、意見を反映できるわけなんです。一方、すそ野の広い中小企業、倒産が続出してありますし、施策としても五十八年度予算、昨日衆議院を通過したわけなんです。中小企業の予算は逆にマイナスです。さらに、人事院勧告の凍結あるいは恩給、年金が凍結されるという中で、これは日本の基幹産業であるから、政策手段としても国が税制、財政、金融の面でもしかるべき措置をとらないと活性化が図れないのだ、こういう御意見が非常に強いというふうには感じるわけなんです。最後に、その点について御見解を承りたいと思ふのです。

○久村参考人 次のように考えます。

おっしゃいましたように、基礎素材産業は非常にすそ野の広い産業でございしますから、ある業種、ちよつと特定するのは差し控えていただきたいと思ひますが、いわゆる素材分野から加工、流通段階まで含めまして構造改善を、業種によつては行うべきであるというふうなことも労働組合から主張いたしております。その際に、特に労働組合のないところの問題につきましても、先ほど中野先生だつたと思ひます。お答えいたしました。私の方は、個別の労働組合がその実態を最もよく把握しておるわけでございますので、個別の労使関係の中でその問題点を十分に掌握したいと思ひます。それから、いわゆるこの新しい構造改善法と企

業城下町法とかかわり合いで、私たちは、特に新分野の開拓ということを入れていただいたということにつきまして、両々相まって全体としてのシステムがうまく機能するような方向でぜひお願いをいたしたい、このように思います。

○渡辺(貴)委員 最後に、一言だけちょっと付言したいと思うのですが、政府の政策的な介入の内容のお話がなかったのですが、この点大変大事な問題だと思いますし、それから雇用の面でも、単に個別の企業だけではなくて、こうした素材産業なんか見ますと、金融機関、三井、三菱、住友、芙蓉など大体六ないし七系列ぐらいにグループ化されているわけですね。そうなりますと、一定の時期には、たとえば高度経済成長で膨大な利益が上げられていたときには、蓄積された資本がそのグループの中で集約をされて海外投資ということになるわけなんです。それで厳しくなってくると海外から原材料の安いものが入ってくる。厳しくなってくると国の政策手段、助成を受けなければならぬというのではなくて、そういう銀行や商社も含めて企業内グループをつくるという問題も、やはり大企業としての社会責任があるかと思えますので、この問題についてもぜひ十分に、これは久村さんだけではなくて両名の参考人の方にも、きちっとその辺は押さえていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○登坂委員長 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の皆様方には、貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

午後一時に委員会を再開することとしたし、この際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時三分開議

○登坂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

す。
内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

午後からの参考人として、上智大学法学部教授松下満雄君、経済団体連合会産業政策委員長河合良一君、日本アルミニウム連盟副会長林健彦君、日本製紙連合会副会長河毛二郎君、石油化学工業協会副会長吉田正樹君の五名の方々の御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案及び特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案について審査を行っておりますが、参考人各位におかれましては、両案について、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、今後の審査の参考にしたいと思存いたします。

なお、議事の順序でございますが、最初に御意見をそれぞれ十分聞かせていただき、次に委員の質疑に対してお答えをいただきたいと思存いたします。

それでは、まず松下参考人をお願いいたします。

○松下参考人 松下でございます。

私、独占禁止法の関係の研究を中心としておりますので、きょうは主に、このたびのこの法案と独禁法あるいは独禁政策の関係、この辺を中心に申し上げることにしたいと思存いたします。

そこで、まず全体として見ました場合に、この法律案は、基本的には構造不況産業と独禁政策の調和を図ったものである、こういうことで評価できるといふふうに私は思存いたします。

この法律によります構造改善基本計画というものを

のを見ますと、大きく分けまして二つ、政策手段あるいは法的手段が用意されておると思存いたします。一つが指示カルテルで、もう一つが事業者による事業提携計画、これを政府が承認する、こういうものでございますが、この中で、特に事業提携計画のところは、現在の特安法にない新しい考え方が導入されておる、特に私はこの点を評価したいといふふうに考えております。

この事業提携計画の方式を検討いたしますと、結局は、独禁法の範囲内で市場メカニズムをできるだけ生かそう、そして、その市場メカニズムにできるだけ乗りながら積極的な産業調整を行おう、こういうものであるといふふうに私は思存いたしますので、基本的には独禁政策と矛盾するとは言えないであろう、こう思存いたします。

それから、もう一つは公正取引委員会との関係でございますが、公正取引委員会もいろいろな形で意見が言えるようになっておりますし、また、主務官庁も公正取引委員会と調整しながら施策を進めていく、こういう仕組みになっておりますので、私は、基本的には、独禁政策とこの法案に盛り込まれている考え方は矛盾することはない、このように考えてよろしいのではないかと、こう思存いたします。

それから次の点でございますが、国際的に見ました場合に、OECDの積極的調整政策、PAPといふものがございまして、世界各国、特に先進国におきましても構造不況産業の問題があり、どのようにこれに対処するかということが世界各国で大きな問題となっておりますが、これににつきまして、産業政策が余りにも保護主義的にならないように、何とか一つのコンセンサスが必要だといふことで、OECDの場で積極的調整政策といふものが打ち出されておるわけでござい

ます。

については自由を維持しよう、こういう精神に基づいておると思存いたします。そこで私が思存いたしますは、このたびのこの法案は、基本的にはOECDの積極的調整政策、PAPの考え方に沿っておるのではないかと、こう思存いたします。

ここで、細かい点を一点申し上げて終わりたいと思存いたします。

それは、この法律の運用で重要なものは、結局は産業政策と独禁政策の調和ということでございますが、具体的には、この事業提携計画というものの実施をどういう方法で行うか、こういうことでござい

ます。

これにつきましてはいろいろ手段が用意されておりますが、この中で重要なものの一つとして、会社の合併あるいは営業の譲り受け等の問題がござい

ます。そこで、これにつきましては主務官庁が公正取引委員会に對しまして、どういう基準で合併等の問題について独禁法上の判断をするか、これについてガイドラインを出す、こういうふう

になつておるわけでござい

ます。このガイドラインをどのように出すかということが、私はきわめて重要ではな

いかなるうか、このように考えております。

そこで、これについて若干コメントいたしたいと思存いたしますが、基本的には、素材産業等の構造不況産業の特殊性、こういうことを重要視すべきであらう。

ここで、たとえばアルミにせよあるいは石油化学その他、いわゆる構造不況産業と呼ばれておるものにつきましては比較劣位という問題があつて、国際競争力の問題があるわけでござい

そこで、たとえばどういふような点を考慮すべきかということについてごく簡単に私の考えを申し上げさせていただきますと、この特定産業における事業提携の審査というものを独禁法上行う場合に、一つには、いわゆる業績不振というものがどのくらい深刻か、こういうことも、当然考慮すべきであらう。それからもう一つは、先ほど申し上げた外国製品との競争といったような、要するに国際的な環境の問題、こういった点を考慮すべきであらうと思います。それからもう一つは、当該製品の代替品が市場競争にどういふ影響を与えているか、こういう点についても考慮すべきであらう。それから、当該問題となつては、構造改善基本計画の対象となつております市場構造のもとにおいてはどういふ競争状態が存在しているか、こういうことも考慮すべきであらう、こういうこととでございます。

禁政策の調和ということが実現されるようにできているということ、私としては、この点でこの法案は大変結構なものである、このように考えておるわけでございます。

○重坂委員長 ありがとうございます。

○河合参考人 本日は、いろいろ特安法の改正問題を含めて、素材産業問題について、経済界の立場から考えを述べさせていただきますことは非常によい機会だと思つて、感謝いたしておる次第でございます。

わが国の素材産業は、二回の石油危機に伴いますエネルギー・原料コストの高騰によりまして、最近急速に国際競争力を失いつつあり、多くの業界では輸入の急増に見舞われておるといふのが実際の現状でございます。

また、需要が低迷する中で過当競争が激化しております。これが企業の体質を弱めて、このため、多くの素材産業では工場閉鎖が相次いでおります。中には産業としての存続すら危ぶまれているものも出ておるといふ現状でございます。これらの点についてはすでに御承知のとおりでございます。

経団連といたしましては、このような素材産業の現状を放置すれば、問題は当該産業のみにとどまらず、そのユーザー業界、ひいては日本経済全体に重大な影響を与えるおそれがあるということ、私が委員長を務めております経団連の産業政策委員会を中心に、一昨年の秋以来検討を続けてまいりました次第であります。そして昨年五月には、「個別産業対策に関する要望」という書類を、また、十二月には「わが国経済における素材産業の重要性」と題する要望意見を取りまとめ、素材産業に対する適切な対策の実施を関係方面にお願いしてきたところであります。

経団連といたしましては、エネルギー・原料コストの低減、過当競争を自粛し、業界の構造改善を進めるための独禁政策との調整、そして業界によりましては、緊急避難対策としての輸入適正化対策の三点が素材産業対策の重要なポイントであるという考えを持っております。

今回の特定産業構造改善臨時措置法案は、そのうち、特に独禁政策との調整に焦点を当てられたものと理解しております。素材産業など構造的な不況に見舞われている業界は、慢性的な需要低迷の状態に對処いたしまして、今後業界の協調により構造改善を積極的に進めていかねばなりません。が、現行独禁法のもとでは事実上それは不可能でございます。私もいろいろといたしましては、独禁法並びにその運用を根本的に見直し、低成長時代に即応した独禁政策を確立することが何より基本的な重要なことだということを考えております。しかしながら、当面の素材産業の構造改善は非常に急を要しますので、とりあえずの対策をいたしまして、特安法を改正、延長して、時間を限って素材産業の構造改善のための条件を整備する必要があると思っております。この意味で、改正法案を国会においてぜひ成立させていただきたいと考えておる次第でございます。

改正法案では、過剰設備の処理と設備投資の制限のための指示カルテルを現行法どおり独禁法の適用除外にいたしますとともに、新たに業界が共同販売や生産の受委託の事業提携を進めるに当たります。通産大臣と公正取引委員会の間で協議する制度を設けることになっております。この制度を通じて、通産省と公正取引委員会が緊密に連絡をとりつつ、独禁政策が業界の実情に即して弾力的に運用されるようになります。業界の構造改善もそれだけ進むことになろうと存じております。通産省と、特に公正取引委員会に期待するところが大きい次第であります。

また、改正法並びにその運用につきましては、業界の自主性を十分尊重し、官僚統制を避けることが構造改善を円滑に進める上で非常に重要であるかと存じます。この点につきましては、改正法案では、法律の対象業種への指定は業界の申し出

を前提としておりますし、また、事業提携計画の大臣への提出については、これを義務づけではなく、提出するかしないかは業界が自主的に判断する仕組みになっております。また、当初考えられておりましたアウトサイダーに対する勧告制度は結局見送られることになったということでありまして、少なくとも法律の上では業界の自主性が確保されていると考えております。

しかしながら、現行の特安法でも法律の上では業界の自主性が確保されておるわけであります。が、実際の運用についてはこれを懸念する向きもございません。そういう声もございまして、今後の新法における自主性の確保という点につきましても、その法律の運用に当たりましては、この点十分御配慮いただければ幸いと存じております。新法におきましてはいろいろその点配慮されて考慮されておると存じますが、一層その点いろいろ御配慮願いたいと考えております。それと同時に、やはり当該産業自身が不転転の決意を持って自主的に構造改善に取り組んでいくことが基本的な大事なことであると思っております。企業の自己責任を徹底させることが官僚統制の弊害を生じさせない前提であると思ふ次第であります。いづれにいたしましても、産業界といたしましては、こうした自立自助の精神で構造改善を進める覚悟でございますので、御理解、御支援のほどをお願いしたいと思います。

次に、冒頭述べましたように、多くの素材産業では、国際競争力の弱体化を反映して輸入が急増して、これが業界の構造改善にとって支障になっておる面があります。御承知のとおり、ガットでは輸入が急増して国内産業に重大な損害を与え、場合によってはセーフガード措置を講ずることが認められております。また、ダンピングなど不正な輸入については対抗措置をとることもガットで認められておるわけであります。わが国といたしましては、こうした要件を満たすケースにつきましても、あくまで緊急避難措置として、国際的に認められた手続に従つて輸入安定化措置をとること

を前提としておりますし、また、事業提携計画の大臣への提出については、これを義務づけではなく、提出するかしないかは業界が自主的に判断する仕組みになっております。また、当初考えられておりましたアウトサイダーに対する勧告制度は結局見送られることになったということでありまして、少なくとも法律の上では業界の自主性が確保されていると考えております。

しかしながら、現行の特安法でも法律の上では業界の自主性が確保されておるわけであります。が、実際の運用についてはこれを懸念する向きもございません。そういう声もございまして、今後の新法における自主性の確保という点につきましても、その法律の運用に当たりましては、この点十分御配慮いただければ幸いと存じております。新法におきましてはいろいろその点配慮されて考慮されておると存じますが、一層その点いろいろ御配慮願いたいと考えております。それと同時に、やはり当該産業自身が不転転の決意を持って自主的に構造改善に取り組んでいくことが基本的な大事なことであると思っております。企業の自己責任を徹底させることが官僚統制の弊害を生じさせない前提であると思ふ次第であります。いづれにいたしましても、産業界といたしましては、こうした自立自助の精神で構造改善を進める覚悟でございますので、御理解、御支援のほどをお願いしたいと思います。

次に、冒頭述べましたように、多くの素材産業では、国際競争力の弱体化を反映して輸入が急増して、これが業界の構造改善にとって支障になっておる面があります。御承知のとおり、ガットでは輸入が急増して国内産業に重大な損害を与え、場合によってはセーフガード措置を講ずることが認められております。また、ダンピングなど不正な輸入については対抗措置をとることもガットで認められておるわけであります。わが国といたしましては、こうした要件を満たすケースにつきましても、あくまで緊急避難措置として、国際的に認められた手続に従つて輸入安定化措置をとること

を前提としておりますし、また、事業提携計画の大臣への提出については、これを義務づけではなく、提出するかしないかは業界が自主的に判断する仕組みになっております。また、当初考えられておりましたアウトサイダーに対する勧告制度は結局見送られることになったということでありまして、少なくとも法律の上では業界の自主性が確保されていると考えております。

を前提としておりますし、また、事業提携計画の大臣への提出については、これを義務づけではなく、提出するかしないかは業界が自主的に判断する仕組みになっております。また、当初考えられておりましたアウトサイダーに対する勧告制度は結局見送られることになったということでありまして、少なくとも法律の上では業界の自主性が確保されていると考えております。

しかしながら、現行の特安法でも法律の上では業界の自主性が確保されておるわけであります。が、実際の運用についてはこれを懸念する向きもございません。そういう声もございまして、今後の新法における自主性の確保という点につきましても、その法律の運用に当たりましては、この点十分御配慮いただければ幸いと存じております。新法におきましてはいろいろその点配慮されて考慮されておると存じますが、一層その点いろいろ御配慮願いたいと考えております。それと同時に、やはり当該産業自身が不転転の決意を持って自主的に構造改善に取り組んでいくことが基本的な大事なことであると思っております。企業の自己責任を徹底させることが官僚統制の弊害を生じさせない前提であると思ふ次第であります。いづれにいたしましても、産業界といたしましては、こうした自立自助の精神で構造改善を進める覚悟でございますので、御理解、御支援のほどをお願いしたいと思います。

次に、冒頭述べましたように、多くの素材産業では、国際競争力の弱体化を反映して輸入が急増して、これが業界の構造改善にとって支障になっておる面があります。御承知のとおり、ガットでは輸入が急増して国内産業に重大な損害を与え、場合によってはセーフガード措置を講ずることが認められております。また、ダンピングなど不正な輸入については対抗措置をとることもガットで認められておるわけであります。わが国といたしましては、こうした要件を満たすケースにつきましても、あくまで緊急避難措置として、国際的に認められた手続に従つて輸入安定化措置をとること

を前提としておりますし、また、事業提携計画の大臣への提出については、これを義務づけではなく、提出するかしないかは業界が自主的に判断する仕組みになっております。また、当初考えられておりましたアウトサイダーに対する勧告制度は結局見送られることになったということでありまして、少なくとも法律の上では業界の自主性が確保されていると考えております。

しかしながら、現行の特安法でも法律の上では業界の自主性が確保されておるわけであります。が、実際の運用についてはこれを懸念する向きもございません。そういう声もございまして、今後の新法における自主性の確保という点につきましても、その法律の運用に当たりましては、この点十分御配慮いただければ幸いと存じております。新法におきましてはいろいろその点配慮されて考慮されておると存じますが、一層その点いろいろ御配慮願いたいと考えております。それと同時に、やはり当該産業自身が不転転の決意を持って自主的に構造改善に取り組んでいくことが基本的な大事なことであると思っております。企業の自己責任を徹底させることが官僚統制の弊害を生じさせない前提であると思ふ次第であります。いづれにいたしましても、産業界といたしましては、こうした自立自助の精神で構造改善を進める覚悟でございますので、御理解、御支援のほどをお願いしたいと思います。

次に、冒頭述べましたように、多くの素材産業では、国際競争力の弱体化を反映して輸入が急増して、これが業界の構造改善にとって支障になっておる面があります。御承知のとおり、ガットでは輸入が急増して国内産業に重大な損害を与え、場合によってはセーフガード措置を講ずることが認められております。また、ダンピングなど不正な輸入については対抗措置をとることもガットで認められておるわけであります。わが国といたしましては、こうした要件を満たすケースにつきましても、あくまで緊急避難措置として、国際的に認められた手続に従つて輸入安定化措置をとること

を前提としておりますし、また、事業提携計画の大臣への提出については、これを義務づけではなく、提出するかしないかは業界が自主的に判断する仕組みになっております。また、当初考えられておりましたアウトサイダーに対する勧告制度は結局見送られることになったということでありまして、少なくとも法律の上では業界の自主性が確保されていると考えております。

しかしながら、現行の特安法でも法律の上では業界の自主性が確保されておるわけであります。が、実際の運用についてはこれを懸念する向きもございません。そういう声もございまして、今後の新法における自主性の確保という点につきましても、その法律の運用に当たりましては、この点十分御配慮いただければ幸いと存じております。新法におきましてはいろいろその点配慮されて考慮されておると存じますが、一層その点いろいろ御配慮願いたいと考えております。それと同時に、やはり当該産業自身が不転転の決意を持って自主的に構造改善に取り組んでいくことが基本的な大事なことであると思っております。企業の自己責任を徹底させることが官僚統制の弊害を生じさせない前提であると思ふ次第であります。いづれにいたしましても、産業界といたしましては、こうした自立自助の精神で構造改善を進める覚悟でございますので、御理解、御支援のほどをお願いしたいと思います。

考えてよい時期に来ているのではないかと思われ
ます。この点で、わが国の場合は、こうした措置
を実施するための国内手続すら十分整備されてお
らないというのを聞いております。

わが国が輸入適正化対策を実施することは、通
商摩擦をますます激化させることになるとの批判
もあるかと存じますが、輸入製品に対する通関
手続の簡素化や農産物等の段階的自由化、流通の
合理化など市場開放を思い切つて進めていくこと
が必要でありまして、このような努力が払われ
ば、国際的に認められた輸入適正化措置を実施す
るための国内手続のようなことは当然整備してお
くものであり、国際的にも理解を得られるもので
はないかと考えております。先般、政府におきま
しても、輸出入取引審議会の場で本問題につきま
して検討を開始いたしましたがおくればせながら
大変結構なことだと考えております。

最後に、エネルギー・原料コストの問題につい
て触れさせていただきますと存じます。
申すまでもなく、わが国の素材産業が苦境に
陥っている最大の要因は、エネルギー・原料コス
トの高騰であります。私も、この問題の根本
的な解決を図らない限り、素材産業の苦境は打開
できないのではないかと考えておる次第でござい
ます。

この問題につきましましては、石油ショック以降、
原油自体が世界的に高くなつたことはやむを得な
いといいたしましても、問題は、わが国の場合、原
油価格の安かつた高度成長時代にさまざまな制度
がつくられ、それが今日まで続けられてきたこと
によつて、産業のエネルギー・原料コストが結果
として人為的に押し上げられてきているというこ
とであります。したがって、これを除去、是正し
ていく必要があるかと存じます。

経団連では、このような観点から石油諸税の軽
減、特に諸外国に例を見ない石油税や原油関税の
撤廃、電力関係諸税の減免等を関係方面にお願
いしておるところでございます。幸い、石油化学産
業につきましては五十八年度から石油税の負担が

実質的に免除される予定となつておるようであり
ますが、その他につきましましては残念がらわれ
るの要望はいまだ実現していないのが実情であ
ります。それどころか、むしろ原油値下げに伴
い、石油税の税率引き上げというような議論も一部
にあるようでありまして、エネルギーについては単
に量的な安定供給の確保だけでなく、コストの削
減が重要な政策課題になつております。今日、石油
税増徴等のエネルギー課税強化はまさに時代に逆
行するものであり、私もとしては絶対に反対で
ございます。

電力につきましましては、これまで電力需給調整契
約の拡充等の措置が講ぜられてまいりましたが、
もはやこれだけでは電力多消費産業の生産の縮小
に歯止めをかけることは困難な状況でございま
す。欧米各国に比べて電力料金コストは非常に格
差がございまして、日本が異常に高い状況になつ
ておりますので、これを何とか是正する見地か
ら、この電力料金コストの抜本的検討並びに電気
料金体系のあり方について、またいろいろ御検討
願いたいということを願ひする次第でございま
す。

以上、エネルギーコストについて私の考え
を述べさせていただきましたが、今後原油の値下
げというような新しい情勢をも踏まえて、エネル
ギーコストをどのようなふうで引き下げてい
くか、経団連といたしましても積極的に検討して
いきたいと存じております。立法府を含め関係方
面におかれましても御検討いただければ幸いと存
じます。

以上、新特定産権法に賛成いたしますと同時に
に、また素材産業を取り巻く環境につきましてい
ろいろなお願ひをする機会をいただきましたこと
をお礼申し上げて、私の陳述を終わります。あり
がとうございました。(拍手)

○登壇委員長 ありがとうございます。

次に、林参考人をお願いいたします。

○林参考人 林でございます。
日本のアルミ事業、特にアルミ製錬につきまし

ては、日ごろ先生方に多大の御高配をいただきま
して、まことにありがとうございます。この席を
かりまして厚く御礼申し上げます。

さて、アルミニウム製錬業につきましましては、過
去二回にわたります石油ショックによりまして、
電力エネルギーの大半を重油に依存しておつたた
めに、エネルギーコストが高騰いたしまして著し
く国際競争力を失つてまいりました。こういう構
造的な要因を抱え込みに至りました。さらに、アメ
リカを中心とした長期間にわたる国際的な需要の
低迷という景気循環要因が重なりまして、加え
て、アメリカにおいて減産開始がおくれたという
こともございまして、国際間の地金の在庫量が異
常にふえてしまひまして、三百万トンを超えて自
で上回つてしまひました。したがって、国際市況
もアルミ地金トントン当たり、昭和五十四年千六百八
十九ドルでありましたのが、五十七年の六月には
千ドルを割るような九百五十ドルという異常な値
下がりを見せております。このために、最盛期に
は六社十四工場で百六十四万トンという設備能力
を持つておりましたわが国も、今日では五社七工
場と工場数が半減いたしまして、したがって従業
員も半減してしまひました。したがって、操業度
も現在三五%という低操業率を維持しておるよう
な始末でございまして、したがって、各企業の採算
は極度に悪化いたしまして、五十六年の累積赤字
が七百億を超えてしまひました。今年度の決算、全部が
終わつておりませんけれども、累積で一千億にな
るんとするような状態でございまして。

しかしながら、昨年末ぐらゐから、米国の初め
先進諸国で需給の関係が少し好転をしてみたり
した。それは、アメリカを中心にして減産を非常
に強化いたしました。そこへもつていきまして、
アメリカの景気が幾分立ち直りの気配を示してき
まして、本年一月における受注量も六十一万トン
という、不況前のピークに匹敵するような高水準
になってきたので、自由世界の地金の需給
は、価格動向とあわせて正常化の兆しが見え始め
ております。

さらに、最近の原油価格の値下がり動向の影響
などを勘案いたしますと、わが国のアルミ製錬業
にとりまして、構造改善を進める環境は、徐々に
ではございますけれども、好転しつつあると考え
られます。

私たちは、現行の特安法のもとで構造改善を進
めておりまして、御承知のように百六十四万トン
を百十万吨の設備能力にし、また七十万トンの
設備にまで廃棄をいたしました。しかしながら、
現在のこの苦境の構造的な要因というのは、まず、
重油火力発電に大きく依存しておるというこの生
産体系が、石油危機以降その適合性を失つたとい
うことが考えられます。またもう一つは、膨大な
借入金、これは各社全体で九千億以上の借入金を
抱えておりますけれども、この金利負担がきわめ
て大きい。この二つの問題がやはりわれわれとし
て、覆いかぶさつておる重荷でございまして。

したがって、業界各社におきましては、関
係グループ会社の協力も得ながら、金利負担軽減
のための減資、増資あるいは遊休資産の売却等の
財務対策を進めていくわけでございましてすけれど
も、今後とも、この新法のもとで創設されること
になつております各種の金融上の措置を活用しな
がら、さらに再建を加速していきたい、こういう
ふうに思つておるところでございまして。

さらに、電力コストの問題でございましてすけれど
も、この解消を図るためには、短期対策として重
油依存型の共同火力発電の石炭転換を行うことも
に、中長期的には、電力依存から脱却するために、
電力を必要としない新しい製錬法の開発を、現
在、関係御当局並びに関係者の御協力を得ながら
進めつつあるところでございまして。

こうした措置によりまして、国内製錬業の活性
化を図るとともに、産権審の答申にもございま
す。比較的安全な地金供給源を確保すべく開
発輸入などを引き続いて推進することによりまし
て、総合的な地金コストの低減を図つて、国内需
要家各位に対する安定供給の責任を果たしてい
きたいと考えておるものでございまして。

このようにわが国のアルミ製錬業は、構造不況業種の中でも最も深刻な事態に立ち至っております。現行の特安法下、業界一丸となり、自立基盤確立のための構造改善に取り組んでおりまして、現在はその途上にあります。

今後とも、業界といたしましては構造改善に全力を挙げて取り組む所存でございますが、そのためには旧特安法にかわる新たな指針がどうしても必要でございます。ぜひとも新法を一刻も早く制定していただきたいと思います。

今回の新法は、従来の特安法の設備処理というものに加えまして、活性化投資、あるいは技術開発を促進するためのスキーム、さらにはこれらのための財務、税制、金融上の支援も盛り込まれた総合的なものとなっております。われわれが構造改善に取り組む上で強力なバックボーンとなるものと期待しております。

また、関係者の支援、協力を得ていく上でも、新法のもとで、アルミ製錬業の将来像に対するコンセンサスを形成していくことは極めて重要なことと考えておりますので、ぜひとも新法の早期成立につき御配慮いただきたいと深くお願いを申し上げます。(拍手)

○豊坂委員長 ありがとうございます。

次に、河毛参考人にお願いたします。

○河毛参考人 河毛でございます。

最初に、紙パルプ産業を代表いたしまして、非常に重要な政策課題であります構造改善について意見を申し上げる機会を与えていただきまして、厚く御礼申し上げます。

時間も限られておりますので、なるべく要点のみをお話したいと思っております。

まず最初に、紙パルプ産業の問題点というのはどういふところにあるかということをお願い申し上げます。と、四つばかりございます。

その第一点は、紙・板紙の内需の伸びが非常に低迷しておることです。数字で申し上げますと、上げるとわかりやすいと思いますが、オイル

ショックを境にいたしまして、前の十年間で紙・板紙の需要は大体年九%伸びておりましたが、オイルショック後の十年間を見ますと、年の需要の伸びというのはわずかに一%でございます。昨年と一昨年とを比べましても、需要の伸びというのは一・八%ということでございます。先行きはどうかというところも一つございまして、今後十年間ぐらいを産需のいる調査でやりましたが、これも大きな伸びはない、まあせいぜい二%ぐらいということ、この国内需要の低迷というのは相当長期間続く。

これにはいろいろな原因がございまして、一つは、オイルショック後の一般的な経済の減速ということ、それからやはり、紙の使用の合理化というふうなことがいろいろなかつこうで起こっているというところが原因である、そういうふうな考えております。

その次に、それでは供給サイドの問題はどうかというところでございますが、オイルショック後の十年間を見まして紙の伸びは、先ほど年一%と申し上げましたから、九年間で九%ぐらい伸びているわけでございますが、この間に設備能力というのは約三四%伸びております。したがって、供給の伸びの方が需要の伸びをはるかに上回っているというところで、この辺に一つ、需要と供給のアンバランスが出てくるわけでございます。

この間になぜこれだけ供給が伸びたかと申し上げますと、後でも申し上げますが、やはり国際競争力その他で、われわれは設備の近代化、合理化をやらざるを得ないということが一つございまして、それから、コストの関係で、どうしても紙の中で高付加価値品を指向するという傾向もございまして、こういう合理化投資をやりますと、どうしても量の問題が伴ってきまして、やはり需給ギャップが出てきたということでございます。

そこで問題は、こういうふうな大きな需給ギャップというのは、ノーマルな形の市況メカニズムでこれを調整するというのはもう不可能な段階にきている。現在、紙パルプの操業度は、平均

的に申し上げますと、大体七〇%前後というところでございます。したがって、この過剰設備を今度の新法その他の御援助で一日も早く解消して、需給を調整した上で、需給関係を正常なメカニズムに戻していくということが非常に大きな問題だということでございます。

その次に、国際競争力との関係が一点出てまいりますが、それは、紙・板紙のコストの中で、コスト構成を見ますと、実は原料費とエネルギー費の割合が非常に高うございまして、昭和五十六年の十七社の平均で、コストの中でエネルギー費の占める割合が二〇%、それから原料費、これは木チップとお考えいただいてもいいですが、これが四〇%、したがって、原料とエネルギーでコストの六〇%を占めている。

御承知のように、このエネルギーにつきましては、もう説明するまでもなく、オイルショック後、重油価格で八倍ぐらいの値上がり、電力でも五倍ぐらい上がっているというところでございます。それから原木につきましても、最近の四、五年間を比べても、ピークで七割ぐらい上がっております。ちよつと下がりましたが、現在でも五割ぐら

い上がっているというところで、逆に、外国とのエネルギーあるいは原木の比較をいたしますと、簡単に言いますと、原木の場合、日本では原木費が外国の倍だ、そういうふうにお考えいただきたいと思ひます。エネルギーの場合は、大体カナダが日本の半分、アメリカが日本の七割ぐらいというところでございます。

したがって、ここに、最近値段の方がそういう需給関係でなかなかばかしくないとということになりますと、こういう低グレードの紙、要するにコストと価格の間の差の少ない大量生産品種、われわれの方ではクラフトとか新聞とか呼んでいるという紙でございますが、この辺の国際競争力というのは非常に微妙な関係になってきているということでございます。

事実、ここ三年ぐらいの紙・板紙の製品としての輸入の統計を見ますと、大体五年前の三倍

ぐらいに紙・板紙の輸入品がふえてきております。幸い、日本の場合にはこの輸入品の全体の需要の中に占める割合というのは非常に低くて、四%ぐらいでございますが、それにしても五年間で三倍になるといふのは非常に大きな比率で、昨年も三割ばかりこれがふえているというところで、これは主として、先ほど言いましたクラフト、新聞というふうな大量生産品種でございますが、こんなような動向が今後徐々に進展していくのじゃないか。だから、国際競争力というのは今後非常に問題になる。したがって、私も、これに対抗するいろいろな手段を講ずるときに、やはり構造改善、設備廃棄というふうな方法によってコストを下げていくというのが一番有力な手段だということ、ここで申し上げておきたいと思ひます。

逆に、日米間の貿易摩擦という問題がございまして、この中でも、アメリカの方から、ぜひ日本の方で市場を開放してくれという要求の中に、やはり紙パルプが入っております。これはアメリカ自身に言わせれば、彼らの方に競争力が非常にあるという意味でございますが、わが方でもやはりそういう強い品目なので、関税の引き下げというふうな措置も余儀なくされているというふうな状態でございます。

大体、現在紙パルプが抱えている問題と構造改善との関連を簡単に御説明いたしました。それで次に、じゃ、そういう問題点に対して業界として一体どういふことをしてきたかということでございますが、実は業界は業界なりに需給均衡政策というものを幾つかこの二、三年やっております。

ちょうど昭和五十六年に、私も紙パルプの市況が非常に混乱いたしましたので、そのときに、特に不況品種を見ますと、大体二割ぐらい値下がりをお願いいたしました。そこで、そういうふうな事態に対応して当然需給の均衡を図らざるを得ないので、やはりこれはわれわれ業界で勝手にするわけにはいきませんので、まず独禁法に基づく不況カルテルの申請というのを五十六年の五月から十二

月まで、対象品種は上質コート紙、クラフト紙、一部は二月までやった。それからその後も、これは不況カルテルとしてではございませんが、いわゆる行政指導によるガイドラインということで、これは需要家の方も御参加願ひまして需給協議会というものをつくって、そこで大体需要を決めて、メーカーはそれに従って生産をしていくというふうなかつこうでの需給均衡を図ってきております。同時に、一昨年の九月から二年間、新增設は一切抑制する、これも行政指導というかつこうでやられております。

一方、紙にはもう一つ板紙という大きな分野がございますが、これは昭和五十四年に現在の特安法に基づく過剰設備の廃棄をやりました、大体そのとき一五％ぐらい廃棄をいたしました、そのような措置をすてにとつていっている状況でございます。

一方、こういう法律あるいはガイドラインに頼る方式ではなくて、みずからの手でも故紙の利用の拡大、要するに原木が非常に高いので、いわゆる故紙を再生して使うということは非常に重要なことです。

これは御参考までに申し上げますが、昭和五十年ごろには故紙の使用率は三九％であつたわけですが、いまは一〇％伸びて約四九％ぐらいになつております。それから新聞故紙だけに限りません、同じく昭和五十年で五四％ぐらいのものが現在は八七・八ということで、故紙の回収としては考えられるだけの回収をやっているという状況でございます。

それから、やはり外国からの木がどうしても高いということになりますので、国内材へのシフトということをやっております。これもかなり大きな成果を上げております。

それからエネルギーにつきましては、単価の高いのしょうがありませんので、これの原単位を上げるとか、重油の使用量を減らすとか、そういう努力をして、原単位については、四十八年に比べて現在約七・八％になつております。それから

重油の使用量は約六六％、オイルショック前よりも減つていっていることで大きな効果を上げております。

しかし、何といひましても、これらのことをやつても基本的にコストを下げる要件は、先ほど言いましたように、過剰設備の廃棄、それによるコストの上昇、あるいは陳腐な機械の廃棄と生産性の高い近代設備の活用というようなことが、今後大きな決め手としてまだやらなければならぬ点だということでございます。

このほか、ある程度グループ別での企業の集約化であるとか、それから大事なものは技術開発、特に省エネ関係の技術でございますが、これも製紙技術研究組合というふうなものを創立いたしました、エネルギーの使用を飛躍的に少なくするようなバルブ工程あるいは抄紙工程の新しい技術開発をやつていっていることでございます。

以上が最近の業界の情勢でございますが、そのような手を打ちました結果、洋紙につきましては大体小康を得たという状態でございます。しかし、これも小康を得たということでございまして、実は紙パルプの低収益性というのは依然としてこういう状態でも残つておりまして、われわれは製造業平均の収益率であるとか自己資本比率というものを常に見ておりますが、大体いま小康を得たといつても、製造業平均の利益率の紙パルプは半分ぐらいだ。ひどいときは三分の一ぐらいだ。それから自己資本比率も大体いま製造業平均で二〇％ぐらいになつていっていると思ひますが、紙パルプの場合は悪いときに半分、現在でも一二、三％ということ、やはり収益性に大きな問題がございます。特にダンボールにつきましては一五％の設備処理をやつて、その後非常に調子がよかつたのですが、昨年あたりからやはり需要の低迷というのが設備処理よりもっと大きくて、非常に市場が混乱いたしました、相当の会社が赤字だといふような状態で、現在の状態は必ずしも樂觀を許さない状況でございます。したがつて、まず過剰設備の廃棄をやることによって市場メカ

ニズムが働くような需給状態、需給関係にするところが一つ。それから、過剰設備を廃棄することによつて市況の安定を図つて、先ほど言いましたように、少なくとも世間並みの収益構造、財務構造になるような産業にすることが一つ。それから、設備廃棄をすれば当然稼働率も上がりますので、これは固定費の節減その他コストの低減につながりますし、あるいは高効率の設備を使うことによつて能率が上がつていくということになつて、さらに、先ほどからお話があるように、こういう環境を整えれば、将来、国際競争力というものを頭に入れていろいろな活性化投資もできる、あるいは省エネ投資ももつとできるというふうなことで、私どもはその問題がいま一番大事だといふふうに考えております。

いま政府によつて用意された新しい産構法というものは、そういう意味で、私どもにとつては非常に願つてもない機会でございますので、ぜひこの法律を一日も早く実現していただいで、われわれの念願である過剰設備の処理を一日も早く軌道に乗せて、この業界を正常な安定した業界にしたといふことが私どもの願ひでございます。

同時に、企業の集約化その他の問題も、紙パルプというのは実は五百八十社ございまして、一番大きいのが王子製紙でございますが、その持つていふシェアも一〇％ぐらいのものでございます。したがつて、ある程度のグループ化、集約化といふことも同時にやらなければならぬということ、これも法律によつて促進されるのじやないかと大いに期待いたしております。

それから、一部特殊な問題でございますが、実はアウトサイダーの問題がございます。これは法律的にはなかなかむずかしい問題のようでございますが、実態面ではアウトサイダーの動きというもの、私どもがやつておりますこういういろいろな対策に非常に大きな支障を来すことがございます。したがつて、法律の問題というよりも、実態面で実効のあるいろいろな措置ができないものかといふことを私ども念願しておりますので、こ

の機会に申し上げておきます。

それからなお、新法の運用、策定等については、業界のこういう現実というものをよく頭に置いていただいで、弾力的な運用ができるような法律であつてほしいといふことを念願いたしております。

いろいろなことを早口で申し上げまして、わかりにくかつたと思いますが、以上をもつて私の説明にかえします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○登坂委員長 ありがとうございます。

次に、吉田参考人にお願ひいたします。

○吉田参考人 石油化学工業協会の吉田でございます。

平素、石油化学工業に對しまして多大の御指導、御援助を賜つておりまして、この席をかりまして厚く御礼申し上げます。

それでは、まず石油化学工業の現状について簡単に申し上げまして、後で新法に対する意見を申し述べたいと思つております。

まず、石油化学の国民経済上の位置づけでございますが、現在の日本の石油化学工業は、出荷額で言いますと約九兆円でございます。これに、関連いたしますプラスチック製品の製造業、いわゆる加工屋さん、それから化学繊維の製造業、そういう出荷額を含めると約十五兆円でございます。その程度の規模でございます。

それから、さらに従業員では現在十四万人を抱えておりまして、これもプラスチック製品の製造業それから化学繊維の製造業を入れますと約五十万人ということでありまして、現在、石油化学工業は化学工業の中核的存在となつておりまして、国のいわゆる基礎産業となつております。

ちなみに、高炉製鉄業は出荷額が七兆円、従業員数が十四万人でございますので、大体石油化学と同一ような規模、石油化学工業は大体鉄と同じような規模と御理解願ひたいと思ひます。

石油化学はこういうような産業でございます

が、そのほかに、地域にも非常にいろいろな役割りを果たしておりまして、石油化学コンビナートと申しておりますけれども、そのほとんどが全国各地のそれぞれの地域の中核的な市町村に存在しております。これらの地域で、雇用、それから購買力の喚起、財政等につきまして、直接間接に大きな貢献をしておりと思っております。

さらにまた、石油化学工業の関連産業でございますプラスチック製品製造業、これはさらに全国に幅広く存在しております、それらのおおのの地域で大事な役割りを果たしているのじゃないかと思っております。

こういうのが石油化学でございますが、現在、日本の石油化学は非常に不況で呻吟しておりますが、その問題点を四、五述べてみたいと思っております。

まず、一番大きな問題点は原料ナフサの価格でございます。石油化学工業の出発原料でございますナフサというものがございまして、これは二度にわたりまして石油危機で、昭和四十八年から比較いたしまして約九倍に上昇しております。これが日本の石油化学工業に非常に大きな影響を与えまして、現在では石油化学工業の製造原価に占めます原料費の比率は七割まで上昇しております。

ところが、われわれの使用いたしますナフサ価格がそういうふうになされたのですが、われわれ石油化学は絶えず世界と自由な競争をしておるわけでございまして、アメリカ、カナダ等の石油化学はエタンを原料としておりまして、エタンはある程度政策的な値段で決まっておりますので、この格差が年々開いておりまして、それによって日本の石油化学工業の国際競争力は非常にダウンしている。そして、いま需要が減退するし不況になっているわけでございまして、これがまず一つの問題でございます。

次に、こういうように国際競争力がなくなりまして需要が減ってまいりましたので、日本における石油化学製品の生産と稼働率が非常に減ってまいります。この辺の状況をちょっと申しますと、昭和五十五年の半ばぐらいから内需、輸出とも、

アメリカ、カナダの輸入品の急増によりまして大幅な落ち込みを続けておりまして、石油化学の中心でありますエチレンで見ても、昭和五十五年度は二〇〇前年度より減っております。それから五十六年度はさらにまたそれより七％と、毎年毎年生産量が減っております。こういうことで、現在、日本の石油化学の稼働率と申しますのは六〇％を下回っております、完全に収益分岐点の下に参っております、石油化学の収益は非常に低下しております。さらに今後の予想を見ても、昨年度行われました通産省の産業構造審議会でも、昭和六十年度になりまして生産量は大体現在の規模であろうというところでございまして、当分の間六〇％を下回る稼働率が続くというような状態に陥っております。

それから、輸出入についても少し申し上げますと、いま申しましたように、アメリカ、カナダの石油化学の原料は天然ガスでございます。一方、われわれの使いますナフサは国際的に自由に入ってくるんですが、非常に高くなっております。そういう点で、さっき申しましたように国際競争力がおこちまして、まず東南アジアのマーケット、これは昔はほとんど日本が供給していたわけでございまして、これがほとんどなくなりまして、同時に、最近では、日本における需要もかなりそれらの製品で代替するようになりまして、いわゆる輸入がふえてまいりました。

そういうことで、昭和五十七年の上半期ではとうとう輸出入が逆転いたしました。現在では輸入の方が多くなつて入超になっております。さらに今後の見通しを見ましても、カナダ、サウジアラビア等は、安いエタンをもとにした石油化学のプラントの増設がございまして、今後はさらにこの傾向は続くと思ひまして、昭和六十年には現在の想定では大幅な入超に陥るんじゃないかという予想を立てております。

いわゆる生産設備が過剰になりまして、これがコストを上げ、またいろいろな意味の過当競争の原因にもなっておりますが、これも昨年の産業構造審議会の化学工業部会で明らかにされた数字を見ますと、たとえばいま申しました石油化学のベースの製品で見ますと、エチレンは過剰率が約三六％になっております。さらに高圧ポリエチレンも三六％、中低圧ポリエチレンが二七％、スチレンモノマーが二七％、アクリロニトリルが三二％、エチレングリコール二七％という過剰率でございまして、非常に大幅な過剰設備を抱えている、そういうことが言えると思ひます。

そういうことで、現在、日本の石油化学企業の収益性は毎年毎年悪化しております、五十七年度の上期では、もうすでに半期だけで約三百億を超える経常赤字を出しております、下期においてはまたそれを上回る赤字額を出す状態になっております。

そういうことで石油化学工業は非常に不振な状況になっておりまして、今回この新法によりましてわれわれ体制整備をやりまして、石油化学の日本の国際競争力をぜひ強化したいと思っております。今、今回の新法については全面的に賛成でございますが、この新法については考えをもう少し述べさせていただきますと、われわれとしましては、新法の中で独禁法の適用除外がされてない点がありますので、その点では必ずしもわれわれ考えておりますように十分満足する案にはなっておりませんけれども、先ほど申しましたように、現在、日本の石油化学工業の体制整備は焦眉の急でございますので、これを円滑にやるためには早くこの法案が成立いたしました、この法案に基づきまして、先ほど申しました過剰設備の廃棄その他を早くやりまして競争力の強化に役立てたいと思っております。

昨年の産構審の提言の中には、過剰設備の処理と活性化設備の新設、それからグループ化というものをつたっておりますけれども、現在われわれ石油化学業界ではこういうことはかなり検討しております、そういうことの実現を現在自主的にやりつつございまして、たとえば、グループ化で言いますと、最近共販の会社の計画を出しておりますが、公正取引委員会にも問題を出しておりますが、まずこのグループ化を実現いたしまして、販売だけではございせん、このグループ化を軸にいたしまして生産、流通その他の分野で思い切った合理化をしよう、これが日本の石油化学工業再建のかぎだ、こう思っております。

もう一つ、グループ化を円滑に進めるに先立ちまして、やはり独禁法上いろいろ問題があるわけでございまして、そういう点で今回の新法におきまして産業政策と独禁政策の調整が図られて、われわれが考えておりますそういう設備の廃棄、グループ化、合理化が円滑に、しかも一日も早く行われるように、ぜひこの新法の早期成立を心からお願ひしたいと思っております。

それからさらに、この運用についてでございますが、われわれはグループ化による事業提携というものを真剣に考えておりまして、現在いろいろ検討しておりますが、これらの事業提携が円滑にいけますように、そういう新法に基づく運用につきましては産業政策を十分配慮した適用をお願いしたい、こう思っております。

と申しますのは、たとえば市場占拠率の検討をする場合に、われわれの石油化学製品は輸入品の攻勢にさらされておるわけでございまして、さつき申しましたように、今後は輸入がどんどんふえる状態にございまして、そういう輸入品の状況を念頭に置いて市場占拠率を考慮するとか、さらに他の素材産業との競合関係、石油化学工業がつくりますものはいろいろなものとの競合がございまして、そういう競合関係についてもぜひ勘案していただきたいと思っております。そうすることによってグループ化による合理化が順調にいきまして、この石油化学産業の過度の縮小、ひいては雇用問題、関連中小企業及び地域経済への甚大な悪影響を回避すると同時に、石油化学工業産業その

ものの再生の道を早く進めたいと思っております。そういう点で、この新法の運用につきましては産業政策を十分配慮した上でお願いしたい、こういうことでございまして、そのためには業種別の競争の実態を配慮した判断基準の公表ができましたら非常に幸いだと思います。以上、石油化学の現状と石油化学の立場から新法に対する意見を申し上げます。(拍手)

○登坂委員長 ありがとうございます。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○登坂委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑者に申し上げます。まず、お答えをいただく参考人を御指名の上、質疑をお願いいたします。

なお、念のため参考人に申し上げます。発言の際は委員長の許可を得ることになっております。また、時間の制約がございますので、お答えはなるべく簡潔にお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原田昇左右君。

○原田(昇)委員 参考人から大変有益なお話を承りました。私は各参考人にお尋ねしたいのでございますが、時間も限られておりますので、まづ一言業は抜きでそのものずばりで聞きさせていただきますので、失礼をお許しいただきたいと思っております。

まず、松下教授にお伺いいたしますが、松下先生の御指摘になりました、特に重要なのは結局公取委員会の判断と申しますか、合併等の事業提携の審査に関する基準についてでございます。

御承知のように、今後の法律では、企業の合併あるいは事業提携については公取との間の調整が図られ、現行独禁法の範囲内で通産省との協議が行われることになっております。先生が先ほどお話しいただいた件については、すでに公取から大まかな基準として私ども、説明を受けたのでござ

います。問題は、いま先生のお話にもありましたように、その基準が市場占拠率が二五%以上となる案件についても状況によって考えよう、こういうことにはなっておりますけれども、では一体どこまでなら考えてもらえるのかという点がどうもはつきりしないわけです。この辺について先生はどういうように御判断になっていらっしゃるのでしょうか。

それから、合併以外の事業提携についても合併に準じて考えるということになっておりますが、この辺はどういうようにお考えになっておりますか。

○松下参考人 それでは、いまの点についてお答え申し上げます。

確かに独禁法を施行する立場から見ると、二五%というような数字があった方が適用しやすいというところはあると思うのですが、二五%という数字がひとり歩きいたしますと、これはこれで問題が出てくるということでございます。

ただいまの御指摘は、それでは一体どういう状況を検討すべきであるか、こういうことだと思っておりますが、先ほど申し上げましたような、当該業種で業績不振の企業がどのくらいあるか、これはたとえばアメリカあたりの独禁法でも、業績不振の会社同士の合併であれば認める、こういう判例なんかもございます。たとえばそんな点である。

それから、外国品との競争では、これなんかマーケットシェアを判断する場合に非常に重要であるかと思っております。ある会社と他の会社が合併いたしますと市場占拠率が三〇%になる、この場合におきまして、その前提となる市場は国内における市場ということであろうかと思っております。そこで、もし外国との競争を考慮いたしますと、これがあるいは一〇%になるかもしれないし、それ以下になるかもしれない。そういうことで、外国との競争、特に外国から輸入されるもの、それから輸入される可能性のあるもの、つまり先ほどお話ししたかお話しが思ったと思うのですが、たとえば外国で過剰設備が存在しているとかあるいは外国

で設備投資がずっと継続していたとか、こういうようなファクターも考慮すべきであろうと思えます。

大きく分けますと、当該業界における不振企業がどういう状況になっているか、これを検討すべきであると思えますし、それから外国品との競争、それから代替品との競争、やはりこの辺を検討して、いわゆる市場占拠率だけでなく判断をすることが必要であろうかと思えます。

これらについて、それじゃこれが具体的にどういう数字になった場合に独禁法上違法にし、どういう数字であれば違法とすべきじゃないかということになりますと、そこまではガイドラインではなかなか示せないのではなからうか、その辺になりますと、やはり実際の運用で行われる以外にないのではなからうか、こんなような気がいたしております。

お答えになっていくかどうか分かりませんが、そういうことでございます。

○原田(昇)委員 いまのお話のとおりだと思っております。要するに上限がはつきりしないということころが、企業のグループ化をやる方あるいは合併をする方にとつては非常に安心できないところなんです。

いま、石油化学の吉田さんからお話がありましたが、グループ化をしたい、徹底的にグループ化をやるんだ、こういうことですが、ところでグループ化をやつていつたらだめだということでは困るであろうと思うのです。現にグループ化でだめになった例もあるわけでありまして、その辺を理論的に考えて、この辺ならいいということが言えるのかどうか。なかなかむずかしい問題ではあるかと思っておりますが、そういう意味で御質問したわけでございます。

○松下参考人 それでは、ただいまの点につきましてちょっと簡単に申し上げますと、基準がはつきりしないのは企業にとつて非常に不安だということとは十分にわかりますが、やはり独禁法というものは、もともと非常に変化する経済を相手にし

ておりますので、なかなかちつとした細かい数字で決めるわけにいかないだろうと思えます。

そこで、いまの御指摘の問題点というのは、一応このような形である程度処理できるのではなからうかと思うのです。つまり、提携の計画などをつくり出す場合に、これにつきまして公正取引委員会と通産省が協議をいたしまして、そこで一定のクリアランスをとる。クリアランスをとった上で、そのグループ化なり合併なり提携なりというものをやっていく。それである程度の予測可能性というものが確保できるのではなからうかと思えます。

そこで、この基準というものをあらかじめ余りにも細かく公表いたしますと、今度はそれに縛られてしまつて、また不都合が出てくるということですので、ある程度ケース・バイ・ケースの判断が必要ではなからうか。やはりこれは官庁間の調整でとりあえずやってみる、こういうことでいかがというふうな気がいたしております。

○原田(昇)委員 ありがとうございます。次に、河合さんにお伺いしたいと思っております。

先ほどのお話によりますと開放経済体制のもとで輸入の急増という場合に、たとえばガットのセーフガードあるいはアンチダンピングといったような手続が必要な措置をとるのに、日本は手続もできていない、これに対して措置をすべしという御指摘でございます。これはまことにごもっともだと思えます。われわれとしても、これはぜひ政府側に検討を強く要請したいところでございます。

しかしながら、そうは言っても、それは大変大事なことだと思つておりますが、現在アメリカのUS TRあたりの動きを見ておきますと、何となく、今度の法律によつて産業界が相当カルテルをつくつて輸入を阻止するのではないかと、あるいは日本はグループ内の流通というものをやることによつて輸入品を差別してしまうのではないかと、いうようなおそれを非常に抱いておるのを見え

るわけです。

そこで、産業界としてこの辺をアメリカに対しても世界に対しても、もつとPRをしていただく必要があるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○河合参考人 ただいまの御指摘、まことにごもつともでございます。産業界としても、もつともつとそういった点をPRしていかなければならないと思いますが、実際の日本の開放体制は、二次産業、ことに二次産業の輸出の面で非常に開放体制が先に進んだわけでございます。輸入の方も輸出の方も、製品並びに企業自体といたしまして進んだわけでございまして、それに対して狭義の産業以外の面は必ずしもまだ開放されてない面もあるわけでございます。したがって、われわれ産業界に從事しております者としては、極力そういったPRの努力はいたさなければならぬと思ひますが、国全体としても少し開放体制になることが必要ではなからうかと考えております。

たとえば産業、企業に関連した分野で申しますと、金融その他の面におきまして——金融と産業とは、金融の方がまだ少し開放体制がおくれておるのじゃないか。こういった面も開放していくことによって、とかく諸外国は、日本は保護主義保護主義といふことを前提として考えておりますので、PRすると同時に、実際にまだ十分開放されておらない部分を開放していく努力をどんどん続けていくべきだと考えております。

○原田(昇)委員 林さんにお伺いしたいのですが、アルミ産業も最近になって非常に需給の改善が見られるという、大変面白いニュースを伺ったのです。依然として大変な借金を抱えて苦勞をされておる点はまさに同情に値すると思うのですが、今後の市況の回復の見通しというのはどういふようにお考えになっておりますか。いまの需給改善というのはかなり定着してくるというお考えでございしますか。

○林参考人 お答えいたします。

先ほどちょっと申しましたように、アメリカの金利が下がってきたにつれて住宅の着工の件数がふえてきたということ、それから自動車の購買の意欲が出てきたということで、アルミの需要が幾分よくなつてきております。

アメリカの内需の受注を見ますと、去年の十一月ぐらゐからふえ始めまして、十二月はちよつと落ちましたけれども、一月が五十六万トンぐらゐ、これを単純に十二倍いたしますと六百七十万トン、これは一九七九年の、要するに不況前のアメリカの内需でございします。したがって、その点から考えますと景気がやや戻ってきたというふうな考えをします。

ただ、日本の総需要を見ますと、どうも昨年の八月以来、対前年同月当たりの総需要は必ずしもふえておりません。横ばいでございします。したがって、いまの米国の国内の動きを見ると、景気はよくなつて明い。しかしながら、日本の国内の景気を見ると、必ずしもそれと本当に並行していきませんので、そこそこの不安はございしますけれども、それとは別にIPAの自由世界の在庫がここに来て三百万トンを超えて、二百九十二万トンという数字になっております。自由世界の生産は、現在の月次の生産を十二倍いたしますと一千万トン、現在予想されております自由世界の需要は一千万六十万トンから一千万七十万トン、IPAの在庫が今年末におきまして二百三十万トン、あるいはうんといけば二百五十万トン、すれぐらゐにいくのじゃないかと思つています。この前非常にアルミが高騰したときがちょうど四百四十万トンでございました。いまLMEというロンドン相場がございまして少し金融相場的な動きもございします。私は必ずしも一直線にはいかないと思ひますが、いまチエース、スペクタールなどの予測を見ますと、この六月が千四百五十ドル、今年末が千六百ドルぐらゐになるのではないかと言われております。したがって、もし本

当に千六百ドルぐらゐになれば、いま日本の国内

の価格は確かに高うございしますけれども、いろいろ開港輸入をやつておりますので、そういうものとプールすれば何とかペイラインに近いくところへいくのではないかと。そして、来年と再来年が恐らくもつとタイトになりまして、アルミは相当高騰するのではないかとこのうふうに言われておりますので、その時期に現在のわれわれの負債あるいは借入金、こういうものをできるだけきれいな姿にするように努力していけば明い見通しではないか、こういうふうには思つております。

○原田(昇)委員 時間が限られておりますので、最後に河毛さんと吉田さんに一括してお伺いしたいのです。

まず、紙パルプについてお話を承りましたが、特にアウトサイダーの存在というのが相当妨げになるといふことを、私も前から紙パルプについてはお伺いしておるのですが、結局、設備処理とか構造改善の妨げにならないか、この法律ではこのようなアウトサイダーを規制する主務大臣の措置がないわけでございします。これについて、行政指導によらざるを得ませんけれども、どういふようにお考えになっておるか。

それから、最後に、吉田さんにお伺いしたいのですが、先に先ほどお話ししたのですが、グループ化あるいは企業合併といったような場合、この前何か、ポリオレフィンの七社による販売会社の設立が公取で許可されなかつたですね。そういう例がございしますので、独禁法との調整の新しいタイプのスキームが今度の法律ではできたわけですが、こういった例からいって非常に危惧の念を持っておられるのじゃないかと思つたのです。むしろこの辺について、合併なりグループ化のガイドラインの考え方について何かお考えがございしましたらお聞かせいただきたい。

○河毛参考人 それでは原田先生、簡単に答え申し上げます。

われわれの方は、アウトサイダー規制というのは実質的に何らかのものが必要だと考えております。

すので、方法はいろいろあると思ひますが、できますれば、たとえば国会決議に基づく行政指導、こういう方法ができれば、そういうふうな考えております。

○吉田参考人 グループ化につきまして、先ほどポリエチレンの七社の共販を申請したわけでございします。これはポリエチレンとポリプロピレンと三品目で共販会社をつくるということをやつたのですが、シェアが四二%でやはり過大だということ、いろいろわれわれ説明したのですが、基本的にはもう少し考え直せということとで現在再検討中でございます。

それにつきまして、われわれは、四二%という表面の数字は多いのですけれども、たとえば、先ほど申しましたように石油化学ではいろいろな競合樹脂がございします。競合している樹脂を勘案いたしますと二四、五%になるわけでございまして、その辺、われわれとしてはもう少し弾力的な御判断を欲しかつたということ、それから、たとえば昨年のこととございしますが、ヨーロッパでBPとICIが塩ビとポリエチレンでいわゆる提携をしたわけでございします。その結果、ICIの塩ビのシェアが、イギリスでは七〇%のシェアになつたのです。普通ならこれはだめなんですけれども、これをECということに広げますと一〇%になるということで、現実にはBPとICIのいわゆる事業交換というものは成立したわけです。そういう点から見ますと、われわれ日本の石油化学は、隣に韓国、台湾がございまして、これはほとんど日本と同じようなところになってございまして、そういう点で、この事業提携、グループ化については、そういう国際的ないろいろなファクターを配慮されるとき、それから輸入だとかそういった競合の製品、そういうものをぜひ今後御勘案願つて、余りしやくし定規じゃなく、フレキシブルな運用をぜひこの新法に基づいて行つていただきたい、これを切望してあります。

○原田(昇)委員 どうもありがとうございます。

○登坂委員長 次に、清水勇君。

○清水委員 参考人の皆さんには、時節柄お忙しい中お越しをいただきまして、ありがとうございます。大変これからの法案審議に貴重な御意見を聞かせいただきまして、お礼を申し上げます。

大変短い時間ですが簡潔に承ります。新特安法について松下先生から所見を承りたいと思っておりますが、今度の法案の特色は、一口に言えば、主務大臣が事業提携計画を承認するという制度を導入したところにあると思うのです。先生の先ほどのお話を承っておりますと、市場メカニズムを生かしながら独禁法の範囲内で進めるものであるから独禁政策と何ら矛盾をしないと思っております。先生は、実はこの法案が作成をされる過程を見ておられますと、そこに推進をされた産政局長もいるのですけれども、できれば独禁法の適用除外ということ強く主張をされていたわけでありまして、公取との話し合いの中で、独禁法の枠内で、こういうことになった。ある識者の意見を伺いますと、通産はまさに名を捨てて実を取ったのだ、今後の運用の妙に期待をすることが大である、こういうような言い方をしているわけなんです。

そこで心配になりますのは、いわゆる競争政策と産業政策の調和をどう図っていくかという過程で、一口に言いますと、競争政策という立場から見ただけで、どうも先ほど申し上げたような発想を通じて運用の妙と云うところ一抹の危惧が起ころいしないか。こういう点について、つまり協議スキームというようなものを通しながらどういう歯どめをかける必要があるか、この辺ちよつと承りたいと思います。

○松下参考人 それでは、お答え申し上げます。まず、ちよつと一般的なことを申し上げますと、私は、産業政策と独禁政策というのは長期的には矛盾しないと思ひますが、短期的な局面ではある程度緊張関係にあることもある、こういうふうに思ひます。

そこで、今回のこの大臣の承認という、これについてでございますが、やはりいま先生御指摘のように、運用のいかんによるというふうに思ひます。

そこで、従来公正取引委員会におきましても、独禁法三十数年ということでもかなり運用経験もございまして、その運用経験から公取としては自分の立場としてぜひこれだけは守りたいというものはやはり大いに言うべきであらう。通産省はそれなりの立場から、またこれ大いに言うべきであらう。両方が大いに言い合った結果、結局そこで何か一種の均衡というかバランスが生ずるでしょうから、やはりその辺のところをやつていただくということではなからうかというふうに私は思ひます。

○清水委員 次に、過剰設備の共同廃棄という作業が五年間、これまで続けられていたわけですが、御指摘がございまして、先ほど来たたとえば林さんから総括しておっしゃつておられました輸入の急増という現象、こういうものと相まって、一定の設備廃棄を通じて需給のバランスを確保するということが出発をした設備の廃棄ということが、二、三年経過をいたしますと再び輸入絡みで過剰という状況を再現する。大変厳しい環境に今日、業界の皆さんが置かれていられることは、私もよく理解をしております。

そこで、これまた松下先生に伺いたしたのでありますが、ガットでは、自国の産業を防御するため一定の保護政策を採用することを容認していることは記憶しております。ところが、今度の新特安法に対して、USTR、アメリカ通商代表部のブロック氏が先般わが国で、どうも保護主義的であつてけしからぬという筋合いの発言をされていられるのであります。これは、たとえば先ほど先生が触れられたOECDのPAP、積極的産業調整政策に沿う形でわが国は産業政策を新たに進めようとしているのだというのが通産側の説明であるわけなんです、先生としては、いまの輸入圧力と

いう問題を含めて、将来の需給関係の適正化というものを踏まえながらこうした問題についてどう対応することがよりベターなのか、こういう点で御所見がございましたら……。

○松下参考人 お答えいたします。

まずガットでございますが、ただいま先生おっしゃいましたのは、恐らくガット十九条のセーフガードのことであらうかと思ひます。そこで、ガットで認められておりますので輸入制限ということもその限りではできるのでしようが、できるだけ短い期間に行うべきであらう。私は、輸入制限につきましては、ガット十九条によるよりもやはりダンピングあるいは補助金の支出などがあつた場合に、ダンピング法あるいは相殺関税法、こういうものの適用でいくべきであらうと思ひます。

それからもう一つは、先ほどのブロック代表の発言等に関係した御質問でございますが私は、構造不況の対策というものは基本的には内政問題で、輸入にももちろん関係はございますが、どちらかというと基本的には内政問題であらう、こういうふうに思つております。そこで、わが国の現在のこの法案を見ますと、基本的にはやはりPAPの考え方とそれほど遠くはない、こう思ひますので、この点から問題があるかどうかという、私は必ずしもそれは思ひないのでございます。

そんなようなお答えでございます。

○清水委員 実は、先ほど来承つていられる御意見の中で、素材産業が共通的にエネルギー、電力コスト等の重圧のもとで難渋をしている。とりわけアルミのごときは電力の価額と言われるぐらいに電力多消費産業である、こういうところから、かつてわが党も政策電力料金制度といったようなものが導入できないかというような議論を起したことがあつたわけでありまして、それはそれとしておきまして、実は午前中に労働組合関係の皆さんから、そうした意味の御提言もございました。しかし、共通して強調されておりましたのは、いわゆる産業政策の二次的なものとして雇用の問題が

位置づけられているのでは困る、副次的なテーマとして雇用政策が考えられているのでは困る、こういうことを非常に強く求められているわけなのであります。この点だけ、経団連を代表されてひとつ河合参考人から前向きな所見を承りたい、こう思つております。

○河合参考人 大変基本的な御質問で、私も思ひました。二次的な雇用の問題は、やはり産業自体を十分維持することによって雇用も十分保障されるということに持つていくべきであつて、雇用だけ単独の措置をとることは、これはいろいろな事情もあると思ひますけれども、一般的な施策ではないと思ひます。経団連として、産業といたしましてはなるべく、できるならば世界的に日本の産業がイコールフットイングな立場に立つということと、それから日本でも弱いエネルギーの面、エネルギーの輸入、その輸入したエネルギーによつてまた製造いたします電気であるとかあるいはエネルギーを、重油を原料として使う場合には、日本の国内に全く重油が出ない、全部輸入に頼るというような制約面から、こういった原料面あるいはエネルギー面につきまして、何とか日本の不利な立場をカバーするような措置をとつていただきたい。

具体的に申し上げますと、原料課税的なものはこれはひとつ何とか排除したい。代替エネルギーその他のために費用が必要なのは十分わかりますけれども、これは別の財源でカバーして、エネルギーのためにエネルギーに課税することではないことが望ましい。そういうことで、また企業としても当然の合理化努力、技術開発はいたしまして、この企業自体を、何とかそういった努力のもとでつづいて存続し得るようになつていまして、雇用問題も積極的に解決していくということが望ましいと思ひます。

○清水委員 どうもありがとうございます。

○登坂委員長 次に、水田君。

○水田委員 参考人の皆さん、御苦労さんです。

一つは、この五年間、現在の特安法で二三%の過剰設備を処理してきた。石油化学、紙パはこれには入ってなかったわけですが、実際にはその事業はほぼ達成された。今日なおかつ不況。そして基礎素材産業並びにその関連で約四十万人の労働者が職を失った。これは一面、特安法というものがそういう点では効果がなかったのではないかと、う批判もあるわけです。この現状をまずどういうぐあいにいこうか。それ以外の要因が何かあって、この法律が運用されて実際には設備廃棄をされたけれども効果が十分上がらなかった原因について、これは経団連の方から代表で河合さんにお答えいただきたいと思っています。

○河合参考人 ちよつと、ただいまの御質問の趣旨が私もよく飲み取れなかったわけでごさいます。特安法の従来の設備の実際の経過でございましょうか。

○水田委員 廃棄は計画どおりされた、しかし、なおかつ不況が続いておる、労働者は四十万人も外へはみ出していったということについて、なぜそういうことになったのか。法律がまずなかったのか、あるいはそれ以外の要因があったとお考えなのか、その点をお答えいただきたいと思うのです。

○河合参考人 申しわけない次第でございすが、私、ちよつとそこら辺のことを詳しく勉強してまいっておりますが、事態の進行が特安法の成立いたしましたときと急速に変わってまいりまして、またいろいろ手を打つても、実際に現実の経済の状況の変化の方が予想外に急テンポに進みまして、すべてがなかなか追いつかなかつた。

それでは、特安法で設備廃棄をしなればどうだったかと言え、恐らくもつとひどい状況になった。したがって、それなりの効果は無いぶんあったと思いますが、それ以上に事態の進展が急で、予想外の事態になったというふうに私、解釈しております。

○水田委員 もう一つは、先ほどの御意見の中に、経団連とそれから石油化学工業協会の方が

ら、独禁法の適用除外もしくは独禁法の運用の問題についての御意見があったわけですが、こういう意見もあるわけですね。

本来、国際間の産業調整や国内の産業構造の転換という問題は、石油危機がたえ起こらなかったとしても、通常の経済発展過程で絶えず発生する現象である。もう一つは、市場実勢に適應するように資本、労働、エネルギー等の生産要素投入量の組み合わせを変え、新たな市場環境下で成長が可能となるような方向を模索することが必要、こういう意見。これは独禁法の運用の問題との絡みで、本来それが——私どもも、現在五年間にわたって、本当に労働者ががんばってもががんばっても職を失っていく、そういう中で何とかしたいという気持ちでこの問題に取り組んでまいったのですが、先ほどの御意見を聞きますと、どうも法律に業界が頼っている、頼っている。大事なことは、ここにいま言われておるような、自分たちで何とか生き残っていく、自助努力というものがそこにあつて初めて、政府の介入がきわめて少なく、わずかなところで実際の効果を上げていくというところが必要ではないかと思うのです。そういう点で、独禁法に対するお考え——産業界は独禁法の適用除外ということをすると言われるわけですが、それでは、そういう点は、やはり国民全体から見れば業界のエゴではないかという意見として必ず返ってくるわけですね。そういう点についての御見解を、先ほど御意見があったのですが、ちよつと私は気になるものですから、その点についての、この特安法でまとめたところで独禁法に対するお考えを聞かせていただきたいと思うのです。

経団連だけ、代表でひとつお願いしたいと思ひます。

○河合参考人 ただいま先生の御質問でございすが、企業の態度といたしましてはあくまで自助努力、自助努力と申しましていろいろな種類がございますが、あらゆる自助努力、特に管理体制の強化であるとかあるいは技術開発であるとか種々

の合理化問題であるとか、いろいろございすが、そういったことをすべてをやつて、さらにものと、より一歩進んだことをやりたいけれども、現状として独禁法に抵触するのでそれができないという面を、この新法でひとつ何か道をつけていたいただきたいということが希望でございまして、また当然そうあるべきだと思ひまして、最初から独禁法の適用除外だとかあるいは緩和ということにおきかて自助努力をしないということではないつもりでございまして。

それから、適用除外の問題がございましたが、適用除外の問題と、今回のように一つの新しいスキームを設けてその中で解決していくのと、いろいろ方法があるわけでごさいます。経団連といたしましては、実は中で、いや適用除外の方がよかつたというふうな一部意見もございまして、また、ほかの部面においては、今度の新しいスキームの方がいいというふうな意見もございまして。

私といたしましては、適用除外も当然一つの方法でございすけれども、しかし、これはあくまでも競争政策と産業政策とを分離してやるようなかつこうでございまして、公正かつ自由な競争というものは、当然これは行われなくてはならないわけでごさいますので、この独禁法の大幅な見直しと弾力的な運用ということにおいて、産業、企業が育っていくのが本當の姿である。

したがって、本来的にはそういうことに取り組みたいわけでごさいますけれども、しかし、この素材産業は、もうきょう、あすの緊急な問題でございまして、こういつたことをやつておるとまはございませぬので、暫定的にどう処理するかというふうに考えておまして、そういつた見地から申しますと、将来的に産業政策と競争政策とは一本でいくべきものだという見地から、独禁法の除外例でなしに、新しいスキームで進んで、さらにそれがもっと大幅な弾力的な見直しにつなげていくということを期待しておる次第でございまして。

○水田委員 時間がありませんから……。一つは、私、最初の質問は、もちろん、法律の適用で設備廃棄をやつたけれどもだめだったのは、原料あるいは電力料の暴騰というのがあつたわけですね。これは今度の特安法でやつても、なおかつその条件が改善されない限り、日本の基礎素材というのは同じような状態を続けるのではないかと。これはまた別のところで私ども、やつてまいりたいと思ひます。

一つは、石油化学工業協会と紙パルプの製紙連合会の方へお伺いしたいのですが、清水委員からいま雇用の問題でお伺いしたときに、経団連の方から、一たん設備廃棄をして、ここで新しい設備投資が起つたりこれが活性化していく、その中で雇用を全体に起こしていく、こういうことなんでしょう。それは確かにわかるわけですね。しかし、現実にはいまおる人が、設備廃棄すれば当然そこで余つてきますね。それらの雇用の問題を、これは出るのだから仕方がない、労働省で見てくださいという態度でない形で、できるだけ構造改善の中でも雇用を守っていくということを考えてほしいということを実は言つておるわけなんです。それが午前中の労働者のね。ですから、設備廃棄なり事業提携は当然のことなんです、やむを得ないので、企業が生き延びるためには、そこで、当然人が余る。これはこちらでということはいけません。この計画の中で雇用問題もやはり同じウエー

トで考えてもらいたいというのが願ひなんです。そういうことについて、石油化学工業協会とそれから製紙連合会の方からひとつお答えいただきたいと思ひます。

○河毛参考人 簡単にお答えいたします。

現在、紙パルプ業界では雇用者数が五万五千人ぐらいてございまして、それで、過去において実はかなりの減員をこの業界もやつております。大体年二千人数の割合で減つてきておりますが、このやり方というのは、御承知のように定年制がございまして、採用と定年との関係をうまく

調整すること、それから、やはり多少の景気の波がございますから、ある程度操短が強くなることは、職場内いろいろな臨時の仕事を与えるあるいは教育をするあるいは関係会社その他へ出向させるというふうなことで大体原則的にはやっておりまして、今後ともそういうやり方をできればとていきたいという方針でございます。

○吉田参考人 石油化学の方で答えたいとしますと、確かに設備を廃棄いたしますと、その設備に従事している人々は要らなくなるわけですが、もともと石油化学は非常に装置産業でございますので、プラントそのものに張りついている人たちはそうたくさんはいないのですが、設備廃棄して合理化するためには当然そのプラントは要らなくなりますので、それの方々につきましても企業内における他の部門、他の場所での吸収を考えております。御存じのように、石油化学の会社は皆、高付加価値分野、フライン分野にいろいろ計画を持っておりまして、その辺でまず吸収する。さらに各社がやっておりますことは、他の産業、他の場所、たとえば石油化学なんかは現在中近東でプラントがかなりできておりますが、そちらの方にあるいは御援助するとかいうことで、幅広くそれらの余剰の方々の吸収には努力しておりますが、今度もそのようにいたしたいと思っております。

○水田委員 ありがとうございます。

○登坂委員 後藤君。

○後藤委員 時間がございますので、各参考人すべてにお伺いをしたいのですが、まとめて河合参考人の方からお答えをいただければ幸いです。

今度の改正法を見ておりまして、私は幾つかの心配といえますか、気になる点があるわけであり

ます。その一つは、過剰設備の廃棄、つまり構造改善基本計画、それから事業提携計画が仮に実施されたといたしましても、製品の需給の改善や過当競

争の緩和にはある程度役立つのではないかと、しかし、参考人の皆さん方も触れておられました、国際競争力の強化にこの改正案は一体どの程度役割を果たしてくれるのだろうか、この点が非常に心もとないわけでありまして。

幸い、逆オイルショックで原油価格等が最近は下がり始めてまいりました。しかし、これらの恩恵を受けるのは日本だけではなくて、これまた世界各国すべてが恩恵を受けることになってまいりますと、原材料・エネルギー費の比率が非常に高い基礎素材産業としての基本的な困難というものは、この法律改正案からは解決をしないかないのではないだろうか。こういう国際競争力強化と一致しない面を一体どのように救済といえますか解決をしていくのか、この点が一つの問題であります。

それからもう一点、産権審の提言の中でも、基礎素材産業のあり方というものが提起されております。政策支援をしていかなきゃならない。その政策支援をしていかなきゃならない基本的な条件の一つとして、中長期ビジョンに沿った計画的実施という言葉があるわけですが、これは、先般も経済企画庁長官に私は御質問申し上げたのですが、新経済社会七カ年計画が現実と乖離してどうにもならない、新しく新五カ年計画が提起されたがこれもお蔵に入り始めてきた。いま中曽根総理は、新しい五カ年計画を早急につくれないか秋口を言っている。これが七月ごろにできるのか秋口にできるのか、わかりません。一体そのよりどころになるべき経済の見通しなり、一般的に経済計画と言われているけれども、これに経済企画庁もそれから経団連の稲山会長も、数字なんか幾らはじいたってどうにもならないのだという少し荒っぽい意見を出しておられますけれども、その中で、これから目標年度における構造改善の目標というものは立てられるのかどうか、この点も私は第二の心配の点であります。これをひとつ河合参考人からお聞きしたい。

それからもう一点、松下先生にお伺いをしたい

と思うのですが、私は、やはり産業政策と独禁政策というものは一定の緊張関係にある方がよいと思っております。先生の先ほどの御指摘だと、独禁政策と産業政策の調和を実現していく、基本的に矛盾をしないという形で、大変歓迎の御意見がされました。

私は、これまでの行政をずっと見ておりますと、どうしても産業政策の優位性というものは否定し得ないのではないだろうか。しかし、現実には基礎素材産業というものが非常に大きな不況に陥っているわけでありまして、その苦境を一体どう解決していくかということ、この独禁政策と産業政策との緊張関係、先生は先ほど、ある程度緊張関係にしようという意味のことをちよつと言われましてけれども、この点をどう見ておけばいいのだろうか。特に寡占体制のもとにおきましては、競争よりもむしろ協調に志向する傾向がどうしても生まれてくるわけでありまして、この今度の法律の中におきましては、競争の確保ということがうたつてあります。しかし、その競争の確保というものを一体どこで、だれが担保していくのか。これはもちろん公取委が意見を出せばいいというところでしようけれども、今日の構造的な不況を迎えてまいりますと、やはり産業政策がより優先といえますか、優位に立つていくのではないだろうか、こういった問題に対して先生の御意見をお聞かせいただきたい。

○河合参考人 先生の第一の御質問点でございますけれども、廃棄、集約化その他のことをやったらしても、海外競争力が十分確保できるかという御質問かと思っております。

これは実際上、業種によりまして非常に困難なものも出てまいりと思っております。それで、今度の新法も、これを全部海外競争力をつけるまでめんどろを見ようということではなしに、企業として自分のできるだけの努力をして、しかし、独禁法その他に抵触して企業としてあるいはグループとして努力し切れない点があるのを努力できるよ

うにしてもらうという補助的なものでございませう。この法律によつて海外競争力ができるといふことでなしに、この法律の助けをかりまして、さらに有効な自主的な努力を積み重ねて海外の競争力もつけたというところでございまして、全業種についてそれを行えるかという点、それはなかなか困難であるかと思っております。

それから第二番目の、将来の長期見通しあるいはこの新法の五カ年の間の見通しについて、はっきり見通しが出るかという御質問かと思ひますが、私、自分の企業は素材産業でございまして組み立て産業でございまして、そこら辺の事情はちよつとよくわかりませんが、私ども企業の経営者といましては、自分の行つております業種につきましましては、この長期計画とか外部の長期計画によらないで、自社の長期計画といまして、業種独特の動なりいまままでの経験を持つておりまして、ある程度は見通しはつくわけでござい

ます。しかし、それではなかなかすべてを律するわけにはまいりませんで、この点はどうしてもわからぬ、この辺もどうしてもわからぬという場合も出てまいりますので、そういった場合に初めて、企画庁の長期計画であるとかあるいは経団連の長期計画であるとかいうことを参考にしながらそこら辺の穴を埋めていくということをやっております。これは当然の場合もありまして、また狂う場合も非常に多いわけでございます。今度の法律に関連いたします素材産業の方々も、その点につきましては業種独特の見通しを持つておられると思ひます。したがって、こういった制度は余り長いのも適当でございまして、五カ年くらいの間にはその見当をつけてやっていくというので、適正な年限ではないかと考えております。

○松下参考人 それでは、お答え申し上げます。先ほど先生のおっしゃいました、産業政策と独禁政策の間には緊張があった方がいいのではないかと、こういう御指摘でございますが、基本的には私もそのように思っております。

そこで、先ほどの御説明がちよつと舌足らず

だったかと思ひますので、もう一回私の考えを申し上げますと、むしろ調和というよりも独禁政策と産業政策がこの法案では均衡している、こういうふうに言い直す方があるいはいいのかと思ひます。均衡しておりますが、ただ、その中には緊張も内在している、むしろそのように説明した方があるいはよかつたかなという気がいたします。いづれにいたしましても、独禁政策、産業政策のどちらか一つだけでは世の中治まらないので、やはり両方が必要だということに思っております。この点が一つ。

それからもう一つは、産業政策はいろんな局面があると思います。その中には独禁政策と緊張あるいは対立する面もありますし、それから、独禁政策と同じように競争という手段で産業政策をやる局面もある。そういうことで産業政策は一つのものというよりも、もつと複雑なものだろうとは思います。

そこで、この法案ではどうかと申しますと、結局、産業政策である程度独禁法と緊張関係に立つ局面もあるかと思ひます。たとえば指示カルテルなんか、そうであらうかと思ひます。ただその反面、構造改善基本計画の方では、一応独禁法の枠内であるという面とか、あるいはこの法案にも書いてあつたと思いますが、競争が存在する場合にこの構造改善基本計画を認める、こういうことも書かれておりますし、この法案に関しては、やはりそれほど強い対立関係ということにはなつておらないのじゃないか、こんなような印象でございます。

○登坂委員長 次に、長田武士君。

○長田委員　本日は、参考人の皆さん方にはお忙しい中をわが委員会に御出席いただきまして、貴重な御意見をいただきましたことを心から御礼を申し上げます。

まず、経団連の参考人からお尋ねをいたします。

独占禁止法の改正ということが、経団連では非常に論議されておるといふことでございます。具

体的には三つくらいあるようでございますけれども、どういう点でしょうか。

〔委員長退席、野田委員長代理着席〕

○河合参考人 われわれといたしましては、基本的に、独禁法は大幅に見直しさるべきであるということを考えておりまして、しかし、それには非常に時間がかかる。したがって、暫定的にこの新法みたいなことをやっていくのが非常に適当であるという考えでございまして、現在の独禁法でどこを重点に見直すかという御質問でございますけれども、第一番目に、独禁法の中に「公共の利益」という言葉がございますけれども、「公共の利益」という言葉があるにもかかわらず、これが実際に読まれていない、まくら言葉のようになっておるというような点がそもそも始まりでございまして、最初のうちはこの「公共の利益」というものはもう少し実際に読まれて解釈されたわけでございすけれども、その後の進行によりまして、だんだんこれが読まれなくなってきたというような点が基本的に問題でございす。

それから、具體的な運用の問題といたしまして、カルテルその他の問題がございます。われわれとして一番問題に考えておりますのは、これは独禁法の基本になるかと思いますが、公正取引委員会自体の存在が第四権的な存在になつておる、また訴追と審判が同一の個所で行われておるといふような点が基本的に一番問題かと考えております。

○長田委員 新聞によりますと、「独禁法見直し研究会」ということで、稲山経団連会長は、五十二年に独禁法改正をいたしましたその以前に厚しきたいという御意見のようでございます。内容的には、一つは「違法カルテルへの課徴金」、これはうまくなじんではないか。第二番目には「営業の一部譲渡などを定めた独占的状態の規制」の問題。第三番目には「同調的値上げに対する措置」この三つのように新聞では報道されております。

きょうは私、この問題をやるつもりではございませんけれども、上智大学の松下先生、こういう

経団連の動きに対して、独禁法の専門家でござい
ますけれども、どういう御所見でしょうか。

○松下参考人 お答えいたします。

いま河合参考人の方からいろいろ御指摘がござい
ました。まず課徴金についてから申し上げま
すと、課徴金というものはカルテルの禁止という
ものにとつては有効でございますので、これはこ
れ自体としては意味がある制度だというふうに私
は思います。ただ問題は、対価に影響を与えるカ
ルテルがありますと必ず課徴金を取らなければな
らない、こういうことになっておりますので、一
定の場合には非常に苦しい状況が生ずる、こうい
うこともあろうかと思ひます。それで、私自身の
考えは、課徴金という制度は、これはこれで結構
だと思ひますが、ただ、すべての場合に必ず取る
ということではないのかどうかについて若干疑問が
ある、こういう意見でございます。

それから、同調的値上げの点でございますが、これは前に独禁法改正が問題となったときに、実は私も国会で申し上げた覚えがあるのですが、同調的値上げの規定というのは必ずしも競争を促進するものではないように思うのでございます。これはむしろ値上げの抑制ということでそれ自体意味があると思いますが、競争の促進ではないといふふうに思います。そこで、こういうものをまづめて別な法律にする方がよいという意見を私けは持っております。それが一つ。

それからもう一つは、「公共の利益」でございますが、これはただいま経団連の方から御指摘があったような状態になっております。私自身の意見は、「公共の利益」については一定の限度でこれを読むべきである、ただ、読む事項を限定すべきである、このように思います。

それから公取の組織でございますが、審判と審査の分離というか、その辺についてはさらに検討すべき問題がある、こんなような意見でございます。

○長田委員 次に、吉田参考人にお尋ねをいたします。

現在、石油化学業界各社が推進しておりますところの海外石化のプロジェクト、サウジアラビア

とかあるいはシンガポール等では非常に注目を集めておるわけでありますが、こうしたプロジェクトはこれからの石油化学再生にとつてどのような影響を与えるかということであります。たとえ心算に、国内市場の攪乱の要因にならないかという心配も一部あるようにございますけれども、この点いかがでしょうか。

○吉田参考人 お答えいたします。

先づちよつと述べましたように、日本の石油化学はナフサを原料としておりますが、サウジアラビアは、原油を採掘するときに出来ます随伴ガスでございまして、非常に安いわけでございます。たとえば日本の石油化学のエチレンのコストを一〇〇といたしますと、サウジアラビアのエチレンのコストは二〇からせいぜい二五くらいでございまして、これはよほどのことじゃない限りわれわれは競争力がないわけでございまして、たとえ原油が相当下がつてもなかなかむずかしいのです。ただ、石油化学はたくさん品物、たくさん品の品種がございますので、ああいう石油化学の後継品種でありますと、やはり技術なりいろんなものが未熟でございまして、いわゆる汎用製品、だれもがどこでも使えるような製品、品質に余り差の

ないもの、これはやはりコストの安いところであらう。くらざるを得ないし、日本としては、それをもう少しひねつたような高度の製品の方に向かつていかなければいかぬ、特殊な分野に行かなければいかぬと思います。

それで、現在すでに日本の石油化学は、たとえ
ばエチレングリコールなんかを見ますと、輸入の
比率がもう三〇くらいになっています。これはい
まアメリカ、カナダから入っています。この辺も
絡みながら、サウジがもし生産を開始いたしまし
たら、サウジのものを日本である程度協力して入
れて、そして日本のマレーケツト、東南アジアの
マレーケツト一緒になりまして、秩序あるマレー
ケツトをやればいいと思います。これを排除い

たしますと、むしろ世界のプライスに影響いたしますし、私は、やはりサウジならサウジ、海外計画はよくお互いに協力しながら秩序あるマーケティングをやればよいと思いますし、これは拒否できないのじゃないか、こう思っております。

○長田委員 次に、林参考人にお尋ねをいたします。アルミ業界では、第一次オイルショック、それから第二次と、二度にわたりました大型工場の休止や閉鎖など業界ぐるみで設備の縮小を行ってきたわけでありまして、ところが、こうした設備の廃棄や凍結は、逆に国際競争力を失う原因にならなかったかという点が指摘をされておるわけでありまして、そういう意味で、現行特安法の政策意図がこれでは達せられないという声も一部にあるようでありまして、この点はどうなのでしょう。

○林参考人 お答え申し上げます。

いまの御質問のあれがちょっと的確でございせんので、あるいは私のお答えがちょっと違うお答えになるかもしれませんけれども、確かに四十八年と五十四年のオイルショックを経まして電力料金が二倍、三倍となってきた、これが国際競争力を失うおそれになりました。これはもう間違いないところなのでありますけれども、そのために結局、日本のアルミニウム生産コストというのは、やはりアメリカであるとかカナダであるとかオーストラリアみたいなところのエネルギーコストにはかかいませんので、結論的に言いますと、そのものずばりの生産コストではどうしても太刀打ちできません。それは比例費でも負けてしまうのです。したがって、確かに設備を廃棄していくと固定費の面が高くなりますけれども、しかし絶対額として比例費の電力コストのところは非常に大きく響いておりますので、その点をやはりわれわれとしては何か考えなければいけないわけなのです。したがって、産権審のスキームとしては、昭和六十一年のときに二百十五万トンの新規が要る。しかしながら、二百十五万トンのものを全部外から持つて

くるわけにはいかない。したがってそれを三分の一ずつ分けて、開発輸入を七十万トン、それから一般輸入を六、七十万トンで、残りを国産ということとで六十五万トンというものを設定したわけなのです。そのプールの形において何とかやはり世界の輸入の塊に伍して闘えるような、それによって、日本ではいま現に総需要としては二百三十万トン以上ございまして、ユーザーさんたちに安定的に、要するにプールしたものと競争力のあるものを提供することによってユーザーさんが国際競争に打ちかつようにするという、そういうスキームで行っておりますわけでございます。

○長田委員 次に、河毛参考人にお尋ねをいたします。

板紙業界といたしましては、現行特安法のもとで大体二割近い設備廃棄をやったわけですね。一たんは立ち直ったというような感じがしたわけでありまして、輸入品との競争に敗れたというのが実情だろうと思っております。そういう意味で、新特安法に基づいてあるいは事業提携をやるとかいろいろ方法がありましても、そういうことと国際競争に勝てるかどうかという問題が私は残ると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○河毛参考人 板紙は、御指摘のように一五%の設備処理をして、その後で市況が非常に不安定になつておりますが、まず特安法によつてやったそのこと自体の効果はかなりあったと思っております。かなり膨大な赤字が縮小しておりますので、その限りでは効果があつた。

それでは、なぜ市況があれしてきたかということ、いま輸入品がふえたからということとがございまして、輸入品というのは、先ほども申し上げましたように、ふえ方は大きいのですが、全体のパーセンテージから言いますと、実は日本の生産にそういう意味では量的に脅威を与えるほどのものではないということとがございまして、むしろ内需の見通しが一五%を想定したときよりもかなり違つてきた、そこら辺の要因が多かつたと思つております。

それから国際競争力の問題は、話をすると長くなりますが、日本の紙パルプ業の場合は、板紙を含めて故紙の利用であるとか生産性の向上とか、そういうことをやれば水際では十分競争力がある、そういうふうな確信しております。

○長田委員 それでは、河合参考人にお尋ねをいたします。業界の共通した意見といたしましては、電力料金等の問題が出てまいりました。私も業界の皆様にはよく陳情を受けるわけでありまして、確かに電力料金は世界でも一番高い、これはもう事実でございます。業界の皆様の見解は、西ドイツ並みにしてほしいというのが大方の意見のようでありまして、

しかし、電力料金は御案内のとおり公共料金でございまして、原価主義ということをお私たち、よく委員会等でも審議するわけでありまして、そうなりますと、一分野企業に対する、いわゆる素材産業に対する低廉な電力を供給する。そうなりますと、一部ではそういう形ではいいのでありますけれども、国全体から見ると、やはり消費者一般に負担をかけるという逆の効果もまた出てくるわけですね。こういう点なんかはちょっと問題だなどという感じも、私、物価問題等特別委員会でもよくやつておりました、消費者保護にはここはちょっと逆行するなという感じも一つは持つわけでございます。それが第一点、疑問な点がございまして、

第二点は、現在、石油税とかあるいは関税、あるいはそれに対してもう一つ促進税ですか、三つの税金がかかつておられますけれども、こういう税金が日本の場合は外国と比べて非常に高いわけですね。こういう点を何とかしなくてはならないという感じが私はするのであります。先ほど原料税という点をおっしゃいましたけれども、そういう点についてのお考え、この二点をお聞かせいただきたいと思います。

○河合参考人 ただいまの値下げの点でございまして、これは非常に広範囲の議論になりますが、ただいま、消費者にしが寄るのではないかと、同じパイの中でこつちに少し寄り過ぎれば片方にしが寄るのではないかとということとがございまして、まだ現状の中でいろいろやりくりの余地が十分あり得るのではないかとすることは基本的に考えております。

それから、一に多少関連いたしますので、取りまぜてお答えするようになりますが、税金の問題は経団連といたしましては、特に原料課税を中心にして、それでなくても高いエネルギーだとか電力というものをそういったものさらに人為的に高くしているという点に対して、基本的に反対をずっと通しておりました、これはぜひ先生方にもお願いして、何とか御尽力願いたい。ただ、こういう税金もむだに使われておるわけではなく、に、たとえば代替エネルギーの研究とか何かという面にも使われておるわけでございますが、先生方の御努力によつて、ほかの財源にこれを振りかえていただくようにぜひひとつお願いいたしたいと思つておるわけでございます。

それから一の問題に戻りまして、電力の値下げの問題でございまして、たとえばフランスあたりは新しい原子力の計画等を勉強いたしまして、非常に低い目標で考えておりました、日本のあるべき、将来起るべき原子力の値段に對しては単位当たり半分近くの値段になるという数字もございまして、これにつきましては電力の方にいろいろお伺いしたこともございまして、いろいろ計算の誤差を詰めていけば相当部分は減るのじゃないかというお答えもございましたけれども、いろいろ事情もあるかと思つて、全般的な合理化努力、それから電力料金につきましてはまだまだ努力の余地がいろいろあると思つて、単に産業用の電力、エネルギー多消費産業の電力を下げるからこれが他にしが寄るということとでなしに、電力料金コストのトータル自体を下げることにむつとむつと抜本的な努力をすべきだろうというふうに考えております。

○長田委員 時間が参りましたから、終わります。

す。

ありがとうございます。

○野田委員長代理 次に、中野寛成君。

○中野(寛)委員 民社党の中野寛成でございます。きょうは、どうもありがとうございます。

まず、河合参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

先ほど同僚議員から少し出しましたが、経団連として独禁法の緩和を考へておられる、こういうことであります。私も、まだなかなかそこまでは感覚的にいっていきないうちでありますけれども、ただ、この独禁法の緩和といまわれわれが審議をしている新特安法との関係なんです、この新特安法の延長線上に独禁法の緩和という考え方があるのかどうか。それだけではありませぬけれども、言うならば、そのプロセスとしての新特安法というお考えがあるかどうか。

逆に、新聞記事で恐縮ですけれども、国会で審議中の産権法案が行政の過剰介入に口実を与えることにならないかとの関連業界の強い懸念もあるという報道もなされているわけですね。皆さんにとつては、経団連にとつては、新特安法とは一体何なのかということをお聞きをしたいと思ひます。

○河合参考人 一番最後の御質問の、新特安法とは一体何かという御質問でございますけれども、われわれ経団連といたしましては、素材産業を中心といたしましてマーケットあるいは原料事情その他非常に憂慮すべき状況にあることは御承知のとおりでございますが、まず第一に企業が自主的に自助努力をすべきである、それでできるだけの努力をして、たとえば企業の集約化であるとか設備の廃棄等はその企業努力の一つとして非常に大事なことである、しかし、現実には独禁法があるためにこれが実施が困難になっているというところを新特安法でひとつ救済していただきたい、そういう集約化なり廃棄なり、あるいははできればもっと弾力的な合併というように、国の補助とか何かということになしに、少しやり方を

緩和していただくということによつて企業の自助努力の効果をさらに増そうというのが基本でございます。したがって、そういった面で新特安法を非常に評価し、期待しておる次第でございます。

それから独禁法につきましては、緩和といひまのお話でございますけれども、私も経団連といたしましては、まだはつきりした結論までは到達しておりませんが、この弾力的運営並びに基本的見直しということ掲げておるわけでございまして、この方面で今後もう少し経団連傘下のいろいろの業界の意見を聞きまして、もつと意見をまとめてまいりたいと思つております。

それで、この新特安法との関係でございますが、これは私見でございますけれども、独禁法の適用除外でいくよりも、今度のやり方のように新しいスキームを設けてまして、競争政策の中に産業政策が入り込んでいくというところが非常に望ましいかっこうである。

では、その先にあるべき独禁法の姿が見えるかという御質問でございますけれども、これは見え隠れするわけでございまして、この延長が必ずしもわれわれの望む姿ではないので、やはりこういった新法ができればと、それにいろいろとわかれてくるわけでございまして、本来から申しますと、こういった新法なしで、独禁法自体が見直された段階において企業が十分な自主努力ができるという状態が一番望ましいわけでございまして、ただいまの状況は、それにたどりつく暫定的な時間稼ぎの有効な方法であると了解しております。

○中野(寛)委員 わかりました。

次の質問に移りたいと思ひますが、先ほど来電力コストのことが大変大きく取り上げられているわけでありまして。先ほど林参考人から、電力依存からの脱却について十分研究を進めていかなければならないというお話がございました。ただ、この電力依存からの脱却というのは、なかなか容易なことではないだろうと思ふのです。まして、これからこの新特安法の成立を見ましても、その五年間で果たしてどれだけの効果が上がるだろう

か、必ずしもこれが特効薬にはならぬだろう、一時的なカンフル剤に果たしてなるかなというふうな感じさえも私は実は持つのです。ただ、ないよりはましだと思いますから、私たちは積極的に賛成しようと思つておりますけれども、しかし、いろいろな観点からの努力が当然必要になってくるだろう、こう思ひます。

そういう意味で、この電力コストの件ですが、たとえば電力会社だけに要求をしてみてもこれは始まらないだろうと思ふのです。電力会社はまたいろいろな苦労をして今日の状態を保つておられることだけは間違いない事実であります。ただ、先ほどから河合参考人が、業界の自主性、自立自助努力ということを大変強調されているわけでありまして、林参考人と河合参考人にもう一回お聞きしたいと思ひます。

たとえば、電気事業連合会と経団連の中で素材産業との話し合い、また政府を含めての話し合い、そして何らかその中の新しいアイデア、方策、そういうふうなものについて御協議なさったことはあるのでしょうか、また今後そういう御用意はあるのでしょうか。

○河合参考人 私は経団連でございますので、各業界と電事連と個々にどういうことが行われているか存じておりませんが、経団連としてやっておりますことは、素材、エネルギー多消費産業の方々からいろいろ産業政策委員会や事情を聞きまして、電事連の責任者の方とそのことについて産業政策委員会としていろいろ陳情し、お打ち合わせいたしております。

○林参考人 アルミの場合は、電力が非常に高くなつたときに石油専焼の要するに共同火力をつくつたわけですね。したがって、現在アルミの電気というのは六五％以上のものが石油専焼なんです。したがって石油が安くなるということは、それがもろにわれわれの電力料金にはね返つてまいります。したがって、このたびのようにOPECの石油が下がるということは、われわれとしては非常にありがたいことでございます。先ほど、こ

ういう環境も、私たちの構造改善がさらに進め得る環境になつたということをお願いしました。

それから、今度は電力料金のことにつきまして、私のところは千葉でございますけれども、東京電力さんが管轄でございますので、東京電力さんとそういういろいろの問題を話し合つてはおります。そういう中で、要するに固定費の面で可能な限り東京電力さんが持つてくれる、そういう面によつて電力料金が下がつたこと、これは非常に大きなもので、ありがたいと思つております。ただ、何といつても燃費が大きいうございまして、やはり石油が下がらなければいまのアルミ業界のエネルギーのコストを下げるわけにはなかなかいかないというのが現状でございます。

以上でございます。

○中野(寛)委員 もう一つ、河合参考人にもお聞きしたいと思ひます。

アウトサイダー対策なんですね。これはやはり本当に困るものだと思うのですが、先ほど河合参考人の御発言の中で、私は誤解して聞いたかも知れませんが、業界の自主性を尊重していくという立場から、この法案についてはアウトサイダー対策というものは必ずしも明記されていない、むしろそのことを歓迎されているような感じが、私は受けとめたのです。しかしながら、実際上はアウトサイダー対策については具体的には大変困つている、むしろ法律で何か規制できるものなら、ぐらゐの気持ちを持っておられる方が多いのではないかと気がするのです。このことについて今度の法律は触れていない。それじや具体的にどういふことがこれ以外にできるだろうか、私はそのことを大変心配するのですが、改めてお聞きしたいと思ひます。

○河合参考人 いまお尋ねになつたことは、私も業界といたしましては非常に重要な問題だと思つて、法律との関係ではいろいろむづかしい問題があるようですが、実際やる時にはぜひお願いしたいということを繰り返して申し上げております。先ほど原田先生からも御質問がございました。

が、方法はいろいろあると思いますが、法律以外の方法で何か有効な行政指導その他ないかと切望いたしております。

それから、他業界のことはよくわかりませんが、恐らく紙バブルの場合に非常に切実な、現実的な問題が起きたということであろうかと思ひます。

○河合参考人 確かに先生の御質問のように、業界によつてはアウトサイダーがあるために、事が九〇%までいつて最後の一%はどうも進まない、そのために全体がまた逆戻りしてしまうというような情勢もございまして。したがって、そういった業界ではアウトサイダー規制というものを非常に強く願つておられるようでございますけれども、私も、私もいたしましては二つ理由がございまして、一つは、アウトサイダー規制までまいりますと多少統制的色彩も出てまいりまして、そのために非常に進み業界と、あるいは統制が強化されるということでも多少痛しかゆしという様な感じを持つておられるのでございます。したがって、一部の業界の方は、これはアウトサイダーで余り悩んでおられない業界だと思ひますけれども、アウトサイダー規制までいかにないでよかつたという様な考えを漏らしておられる方もあるわけでございます。したがって、私のさっきの陳述は先生の御理解のとおりな、ちよつとあいまいなところもございすけれども、そういった趣旨になつておる次第でございます。

○中野委員 吉田参考人にお伺ひしたいと思ひます。

吉田さんのところは、余りアウトサイダーのことについての御心配はないように聞いておりますが、それは別にいたしましてお聞きしたいと思ひますが、これは五年間の期限立法ですね。これでできなければまた延長、改正ということもそのときには考えなければいけないのかもしれませんが、それまでには河合参考人の御努力で独禁法が何か変わつてくるかも知れませんが、しかし、これには当然また大變な抵抗があるだろうと思ひます。

石油化学工業としても大變悩みが多いと思うわけなんですけれども、果たして政令改正、いわゆる業種指定に一年半、そしてあと三年半の対策、これは業種指定のことはそれぞれ業種によつて全然違ふことですが、現状から見てこの新特安法、果たしてどの程度の効果を上げるものだろうかというふうな想定をされ、期待をされ——単なる期待ではなくて、その見通しといひますか、御判断をお聞かせいただければと思ひます。

○吉田参考人 お答えいたします。

石油化学が非常に不況になつています原因は大きく二つありまして、一つは、先ほど申しましたように主原料のナフサが上がつたわけでございます。これはやはり原油が下がりますとどうにもならぬわけでございます。もう一つの大きな原因は、いわゆる需要が減つたために設備が過剰になり、そして過当競争になつたわけでございます。これについては、石油化学も三年來の赤字でございまして、業界内でそれに対する認識が非常に高まつております。さらに産産審でも約一年半議論がされておまして、過剰設備を廃棄し、それに伴つていろいろグループ化もやり、あるいは販売やなにかも共同でやる共販思想ということ、石油化学の競争力強化に対する体制整備の方向というのは皆かなり真剣にやつておりますので、御存じの、先ほどちよつと申しましたように共販もすでに一部、現在の独禁法下で申請しておるような状況でございますので、私は、この新特安法が成立いたしましたら業界が自主的に、またこの法律に基づく体制整備を多分、まあ必ずやるのではないかと期待しておりますし、われわれも一生懸命やろう。私は、この新特安法による石油化学の体制整備については、かなりの確率と効果があるのではないかと、こう思つております。

○中野委員 時間が参りまして、とうとう松下先生にお聞きする時間を持ち合わせませんでした。大變失礼いたしました。

どうもありがとうございます。

○野田委員長代理 次に、渡辺君。

○渡辺(貢)委員 きょうは、どうも大變御苦労さまでございます。日本共産党の渡辺でございます。

新法のこといろいろな角度から議論をされておるわけなんです。昨年の十二月七日に、経団連で、わが国の基礎素材産業についてというふうな見解が発表されておるわけですね。特安法ができて五年たつておるわけですが、当然改正しなければならぬという経団連や業界の意見というものは非常に強いわけでありまして、そういう意見も反映をされて法改正に移つてきていると思ひます。しかし、やはり前提としてこの五年間の評価ですね、経団連としてどんなふうな評価をされているのか。たとえば労働界などでは、結局人員の削減だけであつたではないか、こういう評価もあるわけなんですけれども、どんなふうな評価をしていらつしやるか、簡単に御説明いただきたいと思います。

○河合参考人 まことに申しわけない次第でございますが、私、特安法成立当時の事情を詳しくわきまえておりませんが、この五カ年間の評価につきましては、第一番目に、当時の特安法は設備の廃棄並びに投資の調整しかできなかったということ、その後事態が非常に進展してまいりましたので、予想外の進展をいたしました。とても特安法の程度では間に合はなかつたというのが実相ではないか。

それでは、特安法がなくともよかつたかということでございますが、設備廃棄並びにこの投資の調整におきまして、合議その他いろいろの業種に見られますように、かなりの使命なり成果を果したというふうな評価をいたしております。

○渡辺(貢)委員 一定の評価をされているということですが、それ以降のさまざまな経済状況の変化など、そういうものが現在の素材産業ではこれを克服するのはとても容易ではない、こういうふうな御見解だと思ふのです。

昨年一年間を考へてみましても、経団連ではい

ろ重要な時期に御見解を発表されて、予算の編成時には経団連として、どういう予算を組むべきであるか、あるいは第二臨調に対しても、むしろ教育、福祉などは自助努力に任せて、そして政府のやるべきことがあるのではないかと、かなり立ち入つた御見解も発表されておるわけなんです。が、今度の問題でも、この五年間を経ながら新しい法律の中で何が一番必要か。いままでは設備の廃棄だけであつた。しかし、全体として構造改善計画を立てて、あわせて税制や財政、金融の面でも政府の政策的な介入、ここは政府の政策的な介入になりますし、あるいは構造改善計画を立てる、これも政府が各審議会、業界の意見を聞いて構造改善計画を立てる。立てた構造改善計画に基づいて、たとえば事業の集約化計画を立てて主務大臣の承認を受けることができる、そしてこれを遂行していくんだということになると、かなりいろいろの面で政府の介入を一面では求めている、こう感じるわけなんです。

一方では、もつと思ひ切つて業界ができるということ、独禁法の緩和を要求する。こちらでは政府の介入の排除を要求されるわけでありまして、どうも私も、こういう事態を見まして、社会的に大規模産業、これは日本の経済の大きな根幹でもありますし、そういうものを否定するわけではありせんけれども、何か主張が、大企業としてはそれぞれ勝手な主張をされているのではないかと。都合のいいときには介入だ、都合の悪いときは排除だ、どうもこういうふうな感じがするわけなんです。この点どんなふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○河合参考人 非常にむづかしい御質問で、適当な答弁ができるかどうか疑問でございますけれども、この新特安法でも、私も、政府の介入を期待しておるわけではございません。やはり企業が自主的に企業努力ができるような場面をつくつていただいて、その中で自主的な企業活動をしてほしいということでございますし、それからまた独禁法を、われわれ公正かつ自由な競争というものを決

して排除するわけではなく、それは産業政策上必要なことであると考えております。

ただ、現行の独禁法の姿が現代の経済の段階に對して矛盾を呈しているのではないかと、したがってこれを見直す必要があるかというものがわれわれの見解でございまして、その見直された中において、より自主的な企業活動ができるのが望ましいということと、一貫してそういう立場で考えております。

○渡辺(眞)委員 きょうはお尋ねをするわけでして、議論をやるわけではございません。ただ、こういう経団連の提言などをいろいろ見ますと、「構づくべき対策」ということで一から五まであります。かなり政府の介入を求めているような印象を強くしておるものですから、ちよつとお尋ねしたわけなんです。

次に、林参考人にお尋ねをしたいと思うのですが、昨年の三月、産機審のアルミ部会で国内生産を七十万トンということで、実際上は三十三万トン、先ほどのお話ですと、昨年からは幾らか需給のバランスがよくなってきたということで、六十万トンぐらゐというふうなお話があったわけですが、実際上今度の計画など、どのぐらゐ押さえていけば国内では安定的に生産し、供給ができるのか、こういう点をお考えかと思うのですけれども、その点が一つ。

それから、一九七〇年代に入つて、特に海外でニュージラランドあるいは豪州、そしてアサハ、アサハなんか政府資金が三百億円以上の出資基金、あるいは開銀、輸銀の融資など膨大な、約一千億円ぐらゐになろうかと思うのですけれども、そういうものがかなり国内に逆輸入されるというところで、全体のそういうものを見て、国内のアルミ生産、今後どんなふうにお考えなのか、ちよつとそのことをお聞かせいただきたいと思うのです。

○林参考人 お答えいたします。

確かに昨年の三月、産機審で七十万トンというのが決まったわけですが、七十万トンにす

れば、まず大体日本の需給というのはバランスするだろうという想定のもとになされたわけなんです。

ただ一つ、非常に狂ったことは何であるかといえますと、やはりアメリカの景気なんですね。いまアメリカのアルカン、アルコア、カイザー、レイノルズという大きなメジャーが、すべてみんな現在損失を出しております。それは、アルカン建て値というのがございまして、アメリカの建て値でございまして、千七百五十というものがあ

るわけです。これが再生産ができる価格というふうな決められております。ところが、現在アメリカの売り値が一体幾らかといえますと、千三百六十なんです。現在上がつてきて千三百六十。ということは、アメリカの景気が悪くて需要が落ちてしまったために、在庫が多くなり、価格がそれだけ落ちてしまったわけなんです。ところが、先ほど申

しましたように、アメリカの景気が幾分上がつてきた。そうすると、需給がある程度回復するだろう、バランスがとれてくるだろう。そうしますと、いま日本にアメリカから、去年三十万トン入つております。在来アメリカというのは輸入国であつて、輸出国ではないのです。ところが、そういうわけで玉が余つたために、日本に向けて相当輸出しております。これが、アメリカの景気が回復するとともに輸出がなくなる。そうすると、日本では三十万トンに近いものがアメリカから入つてこないという事態が出てくると思うのです。そういうことになったときに、一体いまの二十五万トン

なり三十万トンで、果たして日本が安定的にユーザーさんに供給ができるかどうか、これは非常に疑問でございまして、やはり六十年代を一応の見込みに、六十五万トン、六、七十万トン、七十万トンというそのスキームでいま走つておるわけですから、これも私は当を得たスキームであり、それに向かつてだんだんに回復していくだろう、こういうふうにお考えしております。

(野田委員長代理退席、委員長着席)

○渡辺(眞)委員 吉田参考人にお尋ねしたいと思

うのです。

これは新聞の記事で大変恐縮でございすけれども、「石化共販4系列に」、これは五日の読売新聞に出ておりましたけれども、七社が二分割をされる。当初七社ですね、シェアが四十数%ですが、それを二分割して四系列グループだということと、先ほどの話をしてお聞きしてましたら、石化共販がある意味ではこれからの生産を含めて一つのかきになるのだという趣旨のお話をされたと思うのですが、その点御真意はどういうものか、ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○吉田参考人 いま御指摘の七社の共販の品目はポリエチレンとポリプロピレン、石油化学の一番大事な中心品目でございまして、これがたがたしますと石油化学全体がおかしくなるのですが、この状況を、設備廃棄はその後にいたしまして、まず共販からスタートしよう。ただ、その共販をつくります前提に、共販といつても一つのグループ化でございまして、販売と同時に生産なり流通面の合理化もその共販というグループ化でやろうということとを考えておるわけでございます。

て、いまの独禁法だと余り事前に相談できないものですから、たまたま気の合った七社が集まりまして共販の考えを出したのですが、先ほど申しましたようにシェアが四二%ということになりました。これではやはり多いということと少し再考を促されておりました。現在これをどういうようにするか検討中でございます。石油化学の体制整備のまず第一号になりますので、適当な形に考え直しまして、早くこのポリオレフィンの共販会社が発足するようにぜひひとつお願いしたいと強く希望しております。

○渡辺(眞)委員 ちよつと、もう少しお聞きしたいと思つたのですが、時間がありませんから、最後に上智大学の先生にお尋ねしたいと思います。独禁法の緩和問題をめぐつて最近議論が大変活発になつておりました、公取の橋口委員長が退任をされたあのときに、たとえば昭和五十二年に独禁法を改正して強化した。これは在任中、ある意

味では最大の公取としての權威を確立するとい

うか、独禁政策では一つの重要な転換点であつたといふふうな評価もありますし、あるいは独禁法を緩和して競争制限的な措置をとるべきではない、こういうふうな意見が強い。一方で、今度の新特案法については独禁法上かなり問題がある等、いろいろな意見が出ておるわけなんですけれども、そういう点で、これは学界の意見でありますから、それがどういふふうには言えないかと思うのですが、先生のこの問題についての御見解を最後に承りたいと思ひます。

○松下参考人 それでは、お答え申し上げます。いま御指摘ありましたように、やはり大きく分けますと、独禁法五十二年改正強化は非常によかつたという評価、それからこれできつくなり過ぎたという評価、二つあると思ひます。

そこで、私自身のこれらの点についての見解を簡単に申し上げますと、まず第一点は、五十二年の改正というのは何点もあるわけで、このどれをとるかによつて違ふのではなからうかと思ひます。一つは、先ほど申し上げた点と若干重複しますが、課徴金につきましては、これ自体はやはり有用なものだといふように思ひます。ただ、若干の場合に課徴金を取らないことができる、こういうような規定にすべきであつたらう。こんな点もございまして、それから独占的地位の規制というものもございまして、これはやはりこれなりの一つの機能を果たしておるのではないかと思ひます。したがつて、私自身は現在この改正論についてどう思ふかと申しますと、多少部分的な改正があるには必要かという感じもいたしますが、それほど大幅な改正は必要なからう。改正する面といたしましては、いまの課徴金の面とか、それから審判と審査との関係の問題、この辺が一つでござい

ます。

やはり重要な点は、現在の独禁法の解釈でござい

○渡辺(實)委員 時間ですから……。

どうもありがとうございます。

○登坂委員長 次に、石原健太郎君。

○石原(健)委員 きょうはどうもありがとうございます。

松下先生と河合参考人にまずお尋ねしたいのでありますけれども、先ほど、今回の法改正に盛り込まれている事業提携は全く独禁法に矛盾するものでないというお話が松下先生からあったわけでありまして。そういたしますと、これが独禁法に触れるものではないのなというところで、いま話題になつてゐる業界以外の業界にも、ほかの産業にも、グループ化あるいは事業提携というものが、そういったムードがどんどん起こつてくる可能性もあると思うのですけれども、そういう他の産業でも、別に触れるものでなければこういった傾向は差し支えない、こういうふうにお考えになっておりますでしょうか。

○松下参考人 それでは、まず私からお答え申し上げます。

先ほど、今回のこの法案は独禁法との関係では矛盾はない、こう申し上げたわけでございますが、やはりこういうことをやつていいかどうかは、その個々の業界の実態によるだろうというふうに思ひます。この構造不況業種におきましては、最大の問題は市場メカニズムというものがちよつと働きにくい面がある。たとえば市場メカニズムの前提といたしましては、企業の参入と退出が自由だということだと思ひますが、特にこの業界では退出がなかなかむずかしい、やめようと思つてもなかなか簡単にやめられない、こういう事情があるところに問題があると思ひます。そういう状況ですと、若干の緩い形で政府介入を行つて、しかしながら独禁法との調和を保つていく、こういう政策がやはり必要だと思ひます。

今回の法案はまさにそういうものかと思ひますが、ただ、やはりこれもいまのような個別の事情があるからこういうものが認められるということと、これを全業種に波及させていいかどうかと

いうと、若干疑問ではないか、私はこういうような感じがいたします。

○河合参考人 私も松下先生と同じように、ただいま素材産業の置かれたのは特殊な状況でございます。また一般産業にそのまま適用されるかと申しますと、この新法に指定される業種の条件というものはかなり厳しく決められておるわけでございまして。したがひまして、そういったものに該当する特別の素材産業に対する対策である。将来は独禁法の緩和、弾力的運営、見直しということでもございますが、それはたゞいま私どもとしても具体的に勉強中でございまして、いまの延長がそのまま将来の独禁法の見直しにつながつていふと言ふことが正しいかどうか、もう少し勉強いたしたいと思つております。

○石原(健)委員 松下参考人にお尋ねいたしますけれども、大変慢性的な不況に苦しみ、あるいは過当競争に苦しんでゐるという業界は、構造不況業種以外にもずいぶんあると思ひます。退出が困難という場合には、一般に自営的に建設業をやつてゐる人であるとか、そのほかどういふ人であつてもやはり退出は困難と思ひます。そういう人たちが今回の業界とを比較するとき、国民一般の中に不公平感というものが出てくるんじゃないかと感ずるのでございけれども、この辺はどういふふうにお考えでしょうか。

○松下参考人 それでは、いまの点にお答え申し上げます。

確かに他業界におきましても、過当競争をいたしますと同じような事情がある、こういうことにはなつてしまふと思ひます。

そこで、まず先生ちよつと触れられました建設でございまして、建設は別な意味で若干似たような事情があるというふうには私は思つております。そこで、これについてはこの法律と同じ形でいいかどうかは別といたしまして、これはこれなりの手当てが必要である。ただ、それ以外に一般的に及ぼすかどうかということでございますが、この点については若干問題があるのではないかと。

と申しますのは、素材産業の場合に特殊性が幾つかあるのではないかと。さつき退出障礙と申し上げて、これはどこにても若干はあるわけですが、この場合特に強いのではないかと。もう一つは、先ほどいろいろお話があつたのですが、原材料の価格であるとか電力の差であるとか、企業ではコントロールできないという要因もまたある、こういう特殊性。それから、素材産業というものが持つてゐる重要性、こういう点から見て、しかもこの場合五年という一定の期限つきで、この辺のところでは例外的に認める、こういうことでよろしいのではないかと申す。河合参考人にお尋ねいたします。

○石原(健)委員 河合参考人にお尋ねいたします。

経団連も、行政改革であるとか財政支出の削減ということは大分主張してこられたと思ひますけれども、今回の法改正ということになりますと、その点で多少行革あるいは財政再建と矛盾する面もあるのではないかと申す。感じられまされども、この辺はどういふふうに整合させられたのでしょうか。

○河合参考人 矛盾というお話でございますけれども、私も私どもは必ずしも矛盾とは考へておりません。経団連の考へは、あくまでも民間の活力によつて自主的に運営していつて、改善、改良を重ねていきたいということでございます。

素材産業で申しますと、鉄を例にとりますと、たとえば今度の新特安法では鉄は業種に指定されてございませぬけれども、現在世界で自前で、民営で鉄鋼業をやつておられますところはほとんどないような状態でございまして、イギリス、フランスは国営でございまして、ドイツは相当大幅の補助金をもらつておられますし、アメリカは何もしないようななかでございまして、アメリカは何か、実際にかなり厚い補助的な助成を受けておるわけでございます。日本の鉄鋼だけがわりあいに、いまいろいろ情勢が悪うございまして、企業努力によつて何とか比較的純粋な民営で進んでおるといふような状況でございまして、素材産業の

基礎産業としての重要性から申しまして、当然もつと企業努力の余地を、いろいろ新しいスキームを与えてやることは、民間の活力の発揮の線と矛盾しないかと考へております。

○石原(健)委員 終わります。

ありがとうございました。

○登坂委員長 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の各位には、貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、公報をもつてお知らせすることといたし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

第一類第九号

商工委員会議録第六号

昭和五十八年三月九日

昭和五十八年三月十九日印刷

昭和五十八年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局